

中世村落における小領主と宮座 —畿内・南九州及び東国の事例から—

藪部 寿樹

はじめに

本稿でいう「小領主」とは、中世後期村落における地侍または土豪のことである。地侍・土豪いずれも中世社会の中間層であるが、本稿では上層の領主と被官関係を持つ者を地侍、被官関係を持たない者を土豪と規定している。ただし中間層が被官関係を持っているかどうか史料上で確認することは難しいので、地侍も土豪も一括して小領主と呼んでいる⁽¹⁾。

小領主は、「侍分」(五位・六位の侍に準じる身分)などとして中近世移行期の動向を握る鍵として注目されてきた⁽²⁾。私もこれまで、中世村落と名主座(名主頭役身分の者たちによる宮座)との関連から小領主に注目してきた⁽³⁾。中世後期、畿内近国の外縁にある「名主座リング」地域(後述)のなかで、小領主は神主として名主座を主導する立場にあった。

名主座リングとは名主座が存在した地域のこと、臈次成功制宮座のある畿内近国を取り囲むリングのような形になっている。畿内近国の外側、西では九州中部、肥前・肥後国まで、東では本州中部の能登・美濃・三河・遠江国までの範囲が名主座リングである。豊後・肥後国以南の南

九州と能登・美濃・尾張国以東の東国は、名主座リングの範囲外である。その名主座リング以外の地域において、小領主と宮座はどのような関係にあったのだろうか。この課題を解くために本稿では、名主座リングの内側にある畿内(大和国・山城国)、同リング外の南側に位置する南九州(薩摩国)、同リング外の東側に位置する東国(下野国・常陸国・信濃国)の事例を検討するものである。

一 畿内

(1) 大和国

① 窪田荘左下大明神宮座

名主座リングの内側、畿内の一角に大和国がある。ここは、臈次成功制の村落宮座が分布している地域である。まず取り上げるのは、同国窪田荘(奈良県生駒郡安堵町窪田)の左下大明神宮座の事例である。窪田文書のなかに左下大明神御頭役次第定書という文書がある。これは、永正一〇年(一五一三)〜天正一三年(一五八五)までの六〇年分の頭役を定めたものである。

【史料1】

窪田左下大明神御頭役之次第
定

殿様 永正十年^{癸酉} 御頭御屋
 福住殿 永正十八年^{辛巳} 御頭御屋
 井戸殿 大永三年^{癸未} 御頭御沙汰
 窪庄殿 永正十六年^{己卯} 御頭御屋
 今市殿 永正十七年^{庚辰} 御頭御屋
 郡山中殿 享祿三年^{庚寅} 頭役
 辰巳殿 大永六年^{丙戌} 御頭役
 山田殿 享祿二年^{己丑} 御頭役
 櫛原殿 大永五年^{乙酉} 御頭役
 龍田殿 大永七年^{丁亥} 御頭役
 菅田殿 永正十七年^{庚辰} 御頭御屋
 小林殿 大永四年^{甲申} 御頭御屋
 天文十六年^{丁未}
 小南殿^八 大永八年^{戊子} 御頭役
 丹後庄殿 大永^三年^{壬午} 御頭御屋

杉殿 永正十六年^{己卯} 御頭御屋
 西殿 享祿四年^{辛卯} 頭役
 已上
 御頭役辛巳歳ヨリ一人ツ、御屋也
 永正十八年^{辛巳} 八月一日
 窪田左下大明神御頭役之事
 殿様 天文二年^{癸巳} 御頭役
 杉殿 天文三年^{甲午} 御頭役
 窪庄殿 天文四年^{乙未} 御頭役
 菅田殿 天文五年^{丙申} 御頭役
 今市殿 天文六年^{丁酉} 御頭役
 辰巳殿 天文七年^{戊戌} 御頭役
 井戸殿 天文八年^{己亥} 御頭役
 丹後庄殿 天文九年^{庚子} 御頭役
 少森殿 天文十年^{辛丑} 御頭役
 櫛原殿 天文十一年^{壬寅} 御頭役
 福住殿 天文十二年^{癸卯} 御頭役
 龍田殿 天文十三年^{甲辰} 御頭役

山田殿^八 天文十四年^{乙巳} 御頭役
 中殿 天文十五年^{丙午} 御頭役
 少南殿 天文十六年^{丁未} 御頭役
 筒井殿 天文十七年^{戊申} 御頭役
 杉殿 天文十八年^{己酉} 御頭役
 窪庄殿 天文十九年^{庚戌} 御頭役
 菅田殿 天文廿年^{辛亥} 御頭役
 今市殿 天文廿一年^{壬子} 御頭役
 辰巳殿 天文廿二年^{癸丑} 御頭役
 井戸殿 天文廿三年^{甲寅} 御頭役
 丹後庄殿 天文廿四年^{乙卯} 御頭役
 小林殿 弘治^三年^{丙辰} 御頭役
 櫛原殿 弘治三年^{丁巳} 御頭役
 福住殿 弘治三年^巳 御頭役
 龍田殿 永祿元年^{戊午} 御頭役
 山田殿 永祿九年^{丙寅} 御頭役

筒井殿 永祿十年^{丁卯} 御頭役
 杉殿 永祿十一年^{戊辰} 御頭役
 窪庄殿 元龜二年^{辛未} 御頭役
 今市殿 元龜三年^{壬申} 御頭役
 辰巳殿 元龜四年^{癸酉} 御頭役
 井戸殿 天正二年^{甲戌} 御頭役
 丹後庄殿 天正三年^{乙亥} 御頭役
 小林殿 天正四年^{丙子} 御頭役
 櫛原殿 天正五年^{丁丑} 御頭役
 福住殿 天正六年^{戊寅} 御頭役
 龍田殿 天正七年^{己卯} 御頭役
 山田殿 天正八年^{庚辰} 御頭役
 小南殿 天正九年^{辛巳} 御頭役
 筒井殿 天正十年^{壬午} 御頭役
 杉殿 天正十一年^{庚未} 御頭役
 窪庄殿 天正十二年^{甲申} 御頭役
 菅田殿 天正十三年^{乙酉} 御頭役

まず、この文書のあり方についてみておこう。文書集を編集した秋永政孝氏や『安堵町史』史料編上巻は、この文書を「頭役次第書」と呼んでいる。しかし、「定」文言があるので定書であり、「窪田左下大明神宮座頭役次第定書」とするべきであろう。

文書冒頭に「窪田左下大明神御頭役之次第」とあり、次行に「定」という文言が書かれている。『安堵町史』によると、筒井氏と窪田氏の関係強化のため、筒井氏の氏神左下大明神（五梅宮）を筒井氏の氏神として窪田荘に勧請したという⁽⁵⁾。冒頭の「殿様」は筒井氏とみられる。この「殿様」永正一〇年（一五一一）から「西殿」享祿四年（一五三二）まで一六年間、頭人による祭祀が続けられた。

ところが不可解な点が二つある。一つは①「殿様」永正一〇年（一五一一）、②「福住殿」永正一八年（一五二二）、③「井戸殿」大永三年（一五二三）、④「窪庄殿」永正一六年（一五一九）というように、記載の年代が前後しており、年代順に並んでいない。これはどういうことなのだろうか。

頭役帳は、まず勤仕の年月日を書き、その下に頭人の氏名を書くのが通例である。ところがこの文書では、頭人の名を記した後に、頭役勤仕の年月日を記している。これは何らかの事情により、殿様以下の頭人を列挙した頭人名簿を作成して、その後、頭役を勤仕した年月日を書き入れたためであろう。しかし頭人名簿の順に頭役が勤仕されなかったために、記載が年代順にならなかったわけである。以上が頭役記録の前半部分である。

享祿四年（一五三一）に頭役勤仕がほぼ一巡したことを受けて、後半では天文二年（一五三三）の「殿様」以降、頭役が勤仕された年の順に記載している。

表1 窪田左下大明神宮座頭人一覧

No.	前半	頭人	和暦	西暦	頭役	備考
1	殿様	永正10	1513	御頭御屋	前半筆頭、筒井氏、衆徒	
2	窪庄殿	永正16	1519	御頭御屋		
3	杉殿	永正16	1519	御頭御屋		
4	今市殿	永正17	1520	御頭御屋		
5	菅田殿	永正17	1520	御頭御屋		
6	福住殿	永正18	1521	御頭御屋		
7	丹後庄殿	大永2	1522	御頭御屋		
8	井戸殿	大永3	1523	御頭御屋		
9	小林殿	大永4	1524	御頭御屋		
10	櫛原殿	大永5	1525	御頭御屋		
11	辰巳殿	大永6	1526	御頭御屋		
12	龍田殿	大永7	1527	御頭御屋		
13	山田殿	享祿2	1529	御頭御屋		
14	郡山中殿	享祿3	1530	頭役		
15	西殿	享祿4	1531	頭役		
16	殿様	天文2	1533	御頭御屋	前半最末、後半の勤仕なし	
17	杉殿	天文3	1534	御頭御屋	筒井氏。後半筆頭	
18	菅田殿	天文4	1535	御頭御屋		
19	窪庄殿	天文5	1536	御頭御屋		
20	今市殿	天文6	1537	御頭御屋		
21	辰巳殿	天文7	1538	御頭御屋		
22	井戸殿	天文8	1539	御頭御屋		
23	丹後庄殿	天文9	1540	御頭御屋		
24	少森殿	天文10	1541	御頭御屋		
25	櫛原殿	天文11	1542	御頭御屋		
26	福住殿	天文12	1543	御頭御屋		
27	龍田殿	天文13	1544	御頭御屋		
28	山田殿	天文14	1545	御頭御屋		
29						

60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	49	50	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	34	33	32	31	30
																												13	
菅田殿	窪庄殿	杉殿	筒井殿	小南殿	山田殿	龍田殿	福住殿	櫛原殿	小林殿	丹後庄殿	井戸殿	辰巳殿	今市殿	窪庄殿	杉殿	筒井殿	山田殿	龍田殿	福住殿	小林殿	丹後庄殿	井戸殿	辰巳殿	今市殿	菅田殿	窪庄殿	杉殿	小南殿	郡山中殿
天正13	天正12	天正11	天正10	天正9	天正8	天正7	天正6	天正5	天正4	天正3	天正2	元亀4	元亀3	元亀2	永禄11	永禄10	永禄9	永禄1	弘治3	弘治2	天文24	天文23	天文22	天文21	天文20	天文19	天文18	天文16	天文15
1585	1584	1583	1582	1581	1580	1579	1578	1577	1576	1575	1574	1573	1572	1571	1568	1567	1566	1558	1557	1556	1555	1554	1553	1552	1551	1550	1549	1547	1546
御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役	御頭役
衆徒、天正13年最終頭役			衆徒	衆徒	衆徒	衆徒	国民	衆徒	国民	衆徒	衆徒		衆徒			衆徒、後半初	衆徒	衆徒	衆徒	国民	国民	衆徒	衆徒		衆徒			衆徒、前半大永8年条は抹消。後半天文14年少南殿抹消。	後半の勤仕なし

(表1 注) 「前半」の項は、文書前半における記載順を示す。なお文書の後半部分、永禄2年(1559)から永禄8年(1565)での頭役記載はない。

表1は、頭人ごとに頭役の記載をまとめたものである。表1の2・3番と4・5番、永正一六年(二五一九)窪庄殿・杉殿、永正一七年(一五二〇)今市殿・菅田殿がそれぞれ両頭人として勤仕している。しかも窪庄殿・杉殿の頭役勤仕は、殿様が永正一〇年(一五一一)に勤仕してから六年も経っているのである。これは、なぜだろうか。

たぶん殿様である筒井氏の頭役勤仕が贅を尽くしたもので、それと同様の勤仕をするのに莫大な経費がかかったため、六年遅れで、なおかつ二人の頭人の合力により、ようやく勤仕できたのであろう。そしてその翌年も今市殿・菅田殿の二人で頭役を勤めた。

その後は頭人単独の勤仕が続く。ところが、頭役記録の前半には最終年の享禄四年(一五三一)よりも以前の、天文一六年(一五四七)小南殿勤仕の記載がある。なぜこのような記載になったのだろうか。

状況的には享禄四年(一五三一)に前半の勤仕をほぼ一巡して、天文二年(一五三三)殿様から二巡目の頭役勤仕が始まる。この間、二年のインターバルがある。これはたぶん、大永八年(一五二八)小南殿の頭役勤仕を待ってのことだったのであろう。しかし、なかなか小南殿が頭役を勤仕しないので、待ちきれずに天文二年から二巡目をはじめざるを得なかった。二巡目の頭役が始まって一四年も経つ天文一六年(一五四七)、ようやく小南殿が頭役を果たした。それが前半の頭役記録に追記されたということであろう。前半部分の大永八年小南殿と後半部分の天文一四年少南殿とに、それぞれ合点が打たれ記載が抹消されているのは、そのためであろう。

このように殿様の勤仕から二年経って二人の頭人が合力したり、小南

殿が一九九年も遅延しようやく頭役を勤めたのは、頭役勤仕をすることが経済的に大きな負担であったことを示すものと思われる。享祿一年（二五二八）、天文一年（一五三二）、天文一七年（一五四八）、永祿二年（二五五九）（永祿八年（二五六五）、永祿一二年（一五六九））（元龜一年（一五七〇））と、間欠的に頭役不勤仕の年がみられる。永祿二年（永祿八年の六年間の不勤仕は何か特別の事情があったものと思われるが、それ以外は基本的に経済的な理由による頭役不勤仕であろう）。

前半で一時的休止を経て、頭役を再開したのは、このような経済的負担を軽減する策を講じたためではなからうか。そして頭役勤仕の順番も各人の経済的事情を考慮して柔軟に対処したものと思われる。それでも、このような不勤仕がしばしば起きてしまった。

このように窪田左下大明神宮座頭役次第定書は、単なる頭役の現状記録ではない。祭祀を維持するためにいくつかの施策を実施し改善した結果作成されたものであり、現状変更的な定書といえよう。

筒井氏は大和六党のうち、官務衆徒として戌亥脇党を主導する立場にあった。戌亥脇党の衆徒のうち、筒井殿・井戸殿・龍田殿・櫛原殿は左下大明神の頭役を勤めている。同じく頭役を勤仕する福住殿・小林殿は衆徒より格下の国民である。官務衆徒が在地領主であり、国民は小領主といえよう。また衆徒・国民に比定できない頭役勤仕者も小領主に違いない。生駒谷を除く平群郡一帯が戌亥脇党の勢力範囲なので、この宮座も平群郡内各地の国人や小領主で構成されていたのである。

以上のように大和国窪田左下大明神の宮座は、主要な国人である筒井氏に主導された国人たちや小領主らの宮座であり、郡単位で広域的に組織されたものであった。

② 染田天神連歌講

奈良県宇陀市大字染田にある染田天神（現天満神社）に、天神講（連

歌講）があった。この天神講は牟山殿・下笠間殿・仁興殿・多田殿・白石殿・山辺殿などで構成されており、頭役（年預）を交替で勤めていた。構成員の牟山殿らは地元のいわゆる殿原で、小領主である。講集団であるが、染田天神を拠点として頭役で祭祀（連歌の奉納）を行っている点で、宮座に相当する祭祀組織である。

図1 染田天神連歌講衆の所在地分布図（勢田勝郭氏作成）

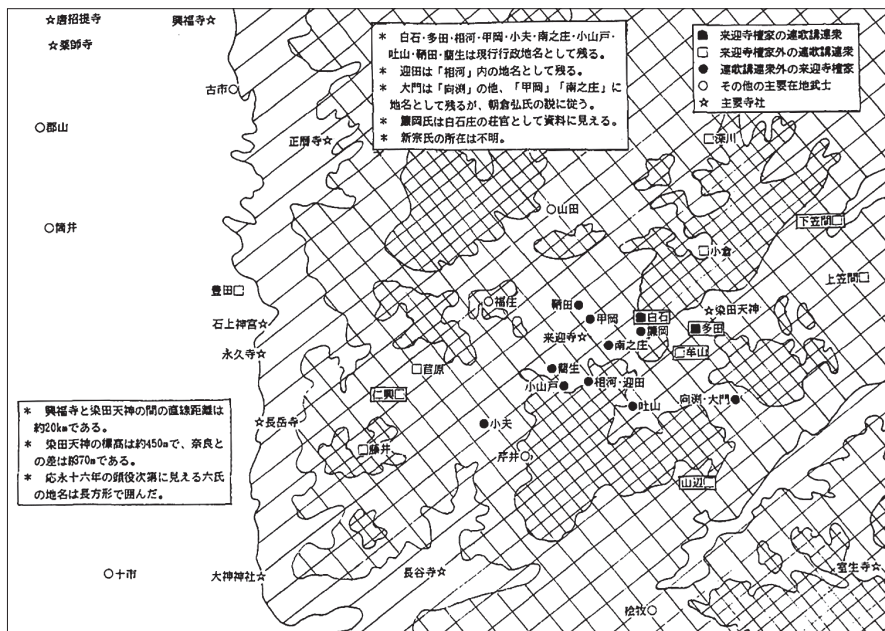


図1は、勢田勝郭氏が作成した図である（前掲注（8）勢田論文）。原図には名称を付していないが、便宜、「染田天神連歌講衆の所在地分布図」と名付けた。これを見ると、講衆である小領主たちの本拠地が大和国東山内の広い範囲に分布していることが分かる。このような広域の集団となった背景には、大和国内の国人や小領主間での抗争がある。その詳細については勢田氏の論考に委ねるが、小領主相互の宮座に相当する染田天神連歌講が広域にわたる祭祀集団であったことを指摘しておきたい。

（2）山城国

山城国も大和国と同様、名主座リングの内側に位置しており、臈次成功制による村落宮座の分布地域である。ここでは、領主である伏見宮貞成の日記『看聞日記』にみえる山城国伏見荘（京都府京都市伏見区）惣荘鎮守社である御香宮の事例をみていく。『看聞日記』永享六年（一二三四）二月三〇日条には、次のような記載がみえる。

【史料2】

政所浄喜、地下おとなり、今日経営云々、地下おとな依計会、当年不成、御香宮猿楽祿物等、悉浄喜致沙汰、以外大儀、此間経営也、（中略）凡侍之おとなり比興事歟、然而先例云々、禪啓も如然、父之佳例歟

若干の意訳を交え、現代語に翻訳する。

伏見荘の地侍で政所職の小川浄喜が今日、伏見荘の乙名成の儀式を執り行ったそうだ。村の乙名成は伏見荘が経済的に苦しいので、今年は行わなかった。御香宮の神事猿楽における猿楽役者への褒美などをすべて浄喜がまかかったという。ここ最近ではとても大変な儀式を浄喜が一人で執行したわけである。（中略）一般的に言えば、地侍が村の乙名になることはおかしな話であろう。しかし、これには先例があるそうだ。浄喜の父親である小川禪啓も乙名成をしたと

いう。今回も、この父親の佳い先例に従ったものであろう。

地侍で政所職にある小川浄喜が伏見荘における村人の乙名になった。執筆者の伏見宮貞成は「凡侍之おとなり比興事歟」の箇所を当初は「凡殿原之おとなり比興事歟」と記していた。殿原と地侍は実質的に同じものであるが、「侍」である点を強調して書き替えたのであろう。すなわち、地侍は一般の村人とは異なる階層であり、村人の指導者である乙名になるのはおかしな話だと貞成は批評しているのである。

田代博志氏は、室町幕府からの軍役動員に対して、伏見荘の沙汰人層（小領主）が軍役を勤仕する一方、それ以下の名主層は軍役を免除されたことを指摘している⁹⁾。ここにも小領主と名主層以下を区別する、社会的な慣行があったことがうかがえる。

このような身分格差については、伏見荘御香宮の宮座祭祀においても確認できる。史料2に先立つこと一八年前の応永二四年（一四一七）九月九日条に、御香宮神事に関して次のような記載がある。

【史料3】

祭、漸渡、先風流笠・拍物、次神輿、御子・神主（各騎馬）、次頭人（小川）新左衛門有善（薄色織狩衣、騎馬）、僮僕練童四人・中間等如恒、次随兵数十人（着色々々、甚美麗也、（小川）禪啓依宿願、渡之云々）、次随兵数十人（着美麗鎧腹巻、此中二小松内府『（平）重盛』鎧一両有之、赤糸鎧、金物銀、殊以美麗也、是、宝泉立願渡之、次風流笠・拍物等渡了、当年結構驚目了、

長文なので、これも現代語訳をする。

ようやく御香宮祭礼の行列がやって来た。まず最初に風流笠と囃子物が来た。次にお神輿。そして御子と神主がそれぞれ馬に乗って来た。その後にお祭りの当番である小川新左衛門有善が薄色の絹の狩衣を着て馬に乗ってやって来た。有善には、いつものように召使いの男児四人と従者が練り歩いて付き従っている。頭人の後には、小

川禅啓と土倉の宝泉房が所願のため特別に仕立てた随兵が数十人続く。今年の祭礼の趣向はとても立派で驚いた。

ここでは、「頭人の小川有善が子供の召使いによる練り童や中間などを引き連れて、祭礼のお渡り（行列）に参加するのは、いつもと同じ事だ」と指摘されている点に注意したい。

小川有善は、小川浄喜の一族で伏見荘の小領主である。ところが小川浄喜が莫大な費用を捻出して村の乙名成をするのは異例のことであるのに対して、小川有善が僮僕や中間を率いて頭役を勤めるのは恒例のことだという。これは、どういうことなのだろうか。

そこで、『看聞日記』応永二七年（一四二〇）九月九日条をみてみよう。

【史料4】

祭漸渡、山笠拍物等参（舟津拍参、三木拍俄有触穢不参）、頭人三木与一義康（練童二人、『萌木糸腹巻』、雑色一人、中間六人、馬鹿毛、狩衣『薄色』）、祢宜（衣冠）、神子等渡如例、風流笠等聊結構也、諸人群集

これも、意識を交えながら現代語訳してみる。

九月九日御香宮例祭の祭礼行列がようやく宮家近くの田向家まで渡ってきた。山笠飾りの囃子物行列も来た。舟津の囃子物が来た。三木村の囃子物は急に触穢の事態となったので、来なかった。頭人は三木与一善康である。善康には、萌黄威しの腹巻を着た練り童二人が従っている。それに雑色一人と中間六人も従っている。善康が乗っている馬は鹿毛である。また善康は薄色の狩衣を着ている。その後衣冠を着た祢宜が続いた。巫女たちもいつものように渡ってきた。風流笠なども控えめであるがきれいに飾られている。この行列を見ようと大勢の人々が集まってきた。

ここでは、神主三木家の一族で同じく小領主の三木善康が練り童・雑色・中間を引き連れて頭役を勤めている。ここでも地侍が頭人となっているのである。なお、三木家は守護の畠山家の被官である⁽¹⁰⁾。

表2 伏見荘御香宮九月九日祭祀一覽

No.	西曆	和曆	頭人祭祀	村落祭祀	神主	貞成の感想	その他	備考
1	1416	応永23	記載なし	御香宮祭礼、風流笠拍物等参	記載なし	記載なし	記載なし	
2	1417	応永24	頭人(小川)新左衛門有善+僮僕・中間・随兵数十人	先風流笠拍物、次神輿、御子・神主各々騎馬、(次頭人…)、次風流笠拍物渡了	神主(三木)善理子 息小冠供奉、新補 神主(御所持)三木善国(同供奉) 神主不供奉、(三木)善理(訴訟)未落居之間、善理息神主喚取云々、不可思儀(義)也	記載なし	記載なし	三木善理の弟・三木三郎の盗犯事件で、神主職が善理から善国に交替となる
3	1418	応永25	頭人(内本)善祐、毎時例式也	拍物先渡	神主不供奉、(三木)善理(訴訟)未落居之間、善理息神主喚取云々、不可思儀(義)也	記載なし	記載なし	

19	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
1 4 4 3	1 4 3 7	1 4 3 6	1 4 3 5	1 4 3 4	1 4 3 3	1 4 3 2	1 4 3 1	1 4 2 5	1 4 2 4	1 4 2 3	1 4 2 2	1 4 2 1	1 4 2 0	1 4 1 9
嘉吉3	永享9	永享8	永享7	永享6	永享5	永享4	永享3	応永32	応永31	応永30	応永29	応永28	応永27	応永26
記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	頭人(小川)有理 (小川)浄喜子也	記載なし	祭依雨及晩、頭人 (内本)義(善)祐也	記載なし	頭人(三木)与一善 康也	頭人(三木)善国也	記載なし	記載なし	記載なし	頭人三木与一義 (善)康+練童2・ 雑色1・中間6、 馬鹿毛、狩衣	祭頭人(三木)善国 也
(9月10日条)御香宮神事無為	伏見祭礼、地下水損之間、散々 事云々	後聞、猿楽・相撲依甚雨延引 云々、祭礼ハ無為也	祭礼依雨遅々、及晩、渡物等 参、庭田へ不行、於御所見物、 門出来之間、笠等入、地下笠 数本・拍物等結構也、御出京 之余波、惜二別而令結構云々	御香宮祭礼如例	船津・三木(村)拍物、例式也	拍物秉燭以後、渡、依雨、笠 風流一向令略	祭、例式也	祭礼酉刻、神幸渡物、例式也	祭礼拍物渡、如例	於御所令見物、風流笠不入門 内、拍以下参	祭礼非結構、如例	申終、祭渡、風流笠四五本聊 結構、其外例式也	山笠拍物等参、舟津拍参、三 木(村)拍俄有触穢不参	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	祢宜(衣冠)、神子 等渡、如例	記載なし
事無為	伏見祭礼、地下水損之 間、散々事云々	祭礼ハ無為也	晩祭之時分晴、朝、御 旅所参、地下笠数本・ 拍物等結構也、御出京 之余波、惜二別而令結 構云々	例式也	早旦、御旅所参、追年、 祭礼如在之儀、無指事	毎時無美粧	祭、例式也	記載なし	記載なし	於御所令見物、雑人群 集如例、祭礼無為事了、 珍重也	祭礼非結構、如例	風流笠四五本聊結構、 其外例式也	風流笠等聊結構也、雑 人群集	祭例式也
記載なし	記載なし	記載なし	(庭田)重賢(生島)清賢、 笠一本、有風流、(小川) 浄喜笠一本風流渡 ※これらの笠は地下笠に あらず	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	但笠一本(小川)禪啓為立 願渡之
貞成、在京	貞成、在京	貞成、在京	御出京之余波、惜二別而 令結構云々 貞成、永享7年12月、京 都一条東洞院の新邸に移 る		追年、祭礼如在之儀、無 指事									

(注) 御香宮九月祭礼に関して全く記載の無い年については、本表に掲載していない。

表2は、『看聞日記』各年の九月九日条にみえる御香宮祭礼の記事を一覧表にまとめたものである。それによると祭礼に関する記載のある一九年間のうち、小川家が二回、三木家が三回、内本家が一回、それぞれ頭人を勤めている。それ以外の一年分については頭人に関する記載がない。頭役は年に一度交替で勤仕するものであるから、記載の無い年も頭人はいたであろうが、伏見宮貞成の関心を引かなかつたものか。

これらの点から、御香宮九月九日頭役は小領主（地侍・土豪）が勤仕するのが通例であつたことがわかる。

伏見荘には、三木村・舟津・山村・森村・石井村・野中村という六つの村落がある。この伏見荘の各村は、御香宮九月九日祭礼とどのように関わっていたのだろうか。そこで注意したいのは、前掲した史料の次の箇所である。

【史料3】（一部再掲）

祭、漸渡、先風流笠・拍物、次神輿、御子・神主（各騎馬）、次頭人（小川）新左衛門有善（中略）次風流笠・拍物等渡了

※ ※ ※

【史料4】（一部再掲）

祭漸渡、山笠拍物等参（舟津拍参、三木拍俄有触穢不参）、頭人三木与一義康（中略）祢宜（衣冠）、神子等渡如例、風流笠等聊結構也

再掲した史料3では、祭礼渡し物（行列）の先頭に「風流笠・拍物」があり、また末尾にも「風流笠・拍物等渡了」とある。再掲史料4でも、渡し物の先頭に「山笠拍物等参（舟津拍参、三木拍俄有触穢不参）」があつた。特に注意したいのは史料4で、先頭の山笠囃子物等は「舟津拍」であつた。また触穢（祭礼の支障となる穢れに触れてしまうこと）があつたので、三木村の囃子は急に予定を変えて、不参加となつたとある。すなわち、この山笠囃子物は舟津や三木村という村落で仕立てたものだ

つたのである。表2に「船津・三木（村）拍物、例式也」【13番】とあるので、舟津と三木村の山笠囃子物が祭礼渡し物の先頭に來るのが通例だつたのだろう。

また表2には「風流笠四五本」【8番】、「地下笠数本・拍物等結構也」【15番】という記述もみえる。「地下」は村落を意味しており、船津・三木村以外の各村からもそれぞれ風流山笠・囃子物が出されていたことが分かる。

なお（庭田）重賢・（生島）清賢、笠一本、有風流、（小川）浄喜笠一本風流渡【15番】という記述があり、個人が風流笠を仕立てる例も見られる。ただし庭田重賢・生島清賢は公家の子弟であり、小川浄喜は小領主である。小領主よりもさらに下位の名主層が単独で風流笠を仕立てるのは、経済的に困難であつたと思われる。団体芸である囃子物と同様、地下傘も村落が集団として演じた芸能なのだろう。

以上の点から御香宮の宮座は、小領主が結集する座と名主層が結集する座の二重構造になつていたのでなかろうか。仮に前者を「上座」、後者を「下座」と呼ぶならば、上座と下座は上・下に重層して、構成員が相互に交わらないような宮座だつたと思われる。

そして九月九日祭礼では、上座が頭人による風流騎馬による渡し物供奉を行つていた。この上座の頭役は、荘内の小領主に対して差定されていた。

伏見荘には、三木氏・小川氏・下野氏・内本氏・岡氏・芝氏という小領主六家がいた⁽¹⁾。しかし、『看聞日記』には小川・三木・内本氏の頭役勤仕しか記録されていない（表2）。『看聞日記』には貞成が氣を留めた上座頭役のみしか記載されておらず、上座頭役の記述がない年も少なくない。本稿では、伏見荘内のすべての小領主が上座の構成員であつたと考える。

一方、下座は伏見荘の三木村・舟津・山村・森村・石井村・野中村の

六箇村が交替で頭役を勤仕して、風流山笠や囃子物を奉納していたのである。

先にみた大和国の二つの宮座はいずれも、座衆である小領主の根拠地が広範囲にわたっていた。一方、山城国の伏見荘では、惣荘鎮守社の御香宮に小領主も集結しており、小領主の根拠地もすべて伏見荘内にあった。後述する北九州や東国と比べて、このように小領主たちが一つの荘園の惣荘鎮守社宮座に結集するという事例がみられる点が、畿内の特徴といえよう。

二 南九州

次は名主座リングの外側、南九州の薩摩国（こしき）甌島（現鹿児島県薩摩川内市）をみてみよう。ここには、在地領主である小川氏が主宰する下甌の諏訪神社宮座がある。長文であるが、貴重な宮座史料なので、その甌島諏訪神社御神事由緒を引用する。

【史料5】

（表題）

「甌島諏方大明神二付頭殿之□」

奉勸請諏方大明神御社

十種神財十口十善十心十住（カ）

一一円満各々成就如意感応

抑当社（手カ）□迹乃元神□為健御名乃尊なり

即大己貴乃御子、事代主尊乃御弟「（カ）」

旧事本紀（天カ）□孫降臨時、大己貴命第二乃子

健御名乃命、欲拒天孫、於是経津主乃神遣□

神逐之、健御名乃尊逃信濃国、到諏方郡近□

而□曰、願得此郡以不為天神乃思而作吾居

□奉背天孫哉、因茲経津主神以諏方一郡附于健御名乃命、是則諏方明神也、

情以彼尊神乃靈德拳難數利、昔日神功皇后

征三韓賜時に以住吉大明神・諏方大明神令為輔佐

左右乃大將軍となり三韓□容易令征伐賜、是二神乃

不至德哉、本朝無双之大忠乃神なり、然時わ君臣共に

不尊（カ）崇御神なり、爰に薩州国甌嶋下郡に宮柱

太敷立ち瑞乃御舎に奉安鎮当社乎

祝詞曰く

掛も畏き諏方大明神乃広前に恐み恐み申す、五色

之四手を張、巖座乃外に時々乃奉幣を捧、御「（カ）」

中に八重乃坂樹を社壇乃布立左右に天津「（カ）」

齋持して奉鎮座る、此状を平けく安けく聞食と

諄辞竟奉る妙哉、神明わ広大にして衆生之願を

令納受賜いて、八百万神達諸共に□男鹿之八乃

御耳振立て聞食と申す、

右神靈乃著明德也、安民理国為本、于爰三劔

太守 左近衛中将源光久公、同氏侍従綱貴公、御

息忠竹様、三君敬神明禱（志）太平を攸仰之照鑒は

御当家乃家運長久百司民庶に至るまで安隱（徳）泰

平に令施惠護をて夜乃守り日乃守に護幸給

へと恐み恐みも申す、

『下島惣廟』 『本ノマ、』 諏方正祝子

諏訪社御神事由諸（巻） 原崎甚之允

文安三年^{丙寅}八月二十八日

右 又伐殿^(代)
左 『如本』

同四年卯右同

右 岸七郎次郎殿
左 中浜との願^(願)

同五年辰右同

右 中野御中間まつ
左 尾張殿

同六年巳右同

右 中津甌之大工
左 森崎殿

宝徳二年^{庚午}八月廿八日

右 御中間太郎右エ門殿
左 塩田又七殿

同三年未右同

右 太郎九郎殿・同四郎右エ門殿
左 住浦五郎次郎殿

同四年申右同

右 右馬次郎殿
左 尾崎平次郎殿

享徳二年^{ミツのとの}八月廿八日

右 高橋はるとの^(殿)
左 助三郎殿・同又七殿

享徳三年^{甲戌}八月廿八日

右 塩田たちわき殿・尾崎五郎
左 かなもちとの^(殿)

康正元年亥右同

右 中野弥三郎殿
左 弥次郎殿

同二年子右同

右 岸次郎殿
左 河内殿

同三年丑右同

右 わういちとの^(殿)
左 美濃殿
右 兵衛三郎殿
左 同安藤殿わういちとの^(殿)
右 公方御代之始

長祿二年寅右同

右 塩田殿

三年卯右同

左 十郎殿

四年辰右同

右 江口左衛門殿

五年巳右同

左 平ノ御内よりくわん^(願)

『右三行如本』

右 塩田新左衛門殿

寛正三年^{ミツのへ}八月廿八日

左 太郎二郎・又九郎

同四年未右同

右 次郎衛門殿

同五年申右同

左 久季御願

同六年酉右同

右 塩田助太郎殿

文正元年^{丙戌}八月廿八日

左 御願久季

同二年亥右同

右 塩田助五郎殿

応仁元年^三八月廿八日

左 又太郎殿

『如本』
元明元年丑右同

右 岸七郎太郎殿

文明二年^{庚寅}八月廿八日

左 原ノ御内より御くわん^(願)

右 塩田たちわきとの^(殿)

左 弥次郎殿くわん^(願)

右 三嶋右馬五郎殿

左 中はたとの^(殿)

右 次郎太郎おうさとの

同三年卯右同	左 三郎左衛門殿
右 きとう三郎右エ門殿	右 きとう三郎右エ門殿
同四年辰右同	左 とう三郎との <small>(殿)</small>
右 さへもん次郎殿	右 さへもん次郎殿
同五年巳右同	左 江口殿
右 すみうらいや三郎との <small>(殿)</small>	右 すみうらいや三郎との <small>(殿)</small>
同六年午右同	左 住浦いや七との <small>(殿)</small> ・二郎四郎
右 又次郎兄弟・平三郎	右 又次郎兄弟・平三郎
同七年未右同	左 二階堂三郎太郎殿
右 美濃殿・三郎二郎殿	右 美濃殿・三郎二郎殿
同八年申右同	左 ミのとの・三郎二郎殿
右 おうさとの孫太郎・たかはし彦四郎との <small>(殿)</small>	右 おうさとの孫太郎・たかはし彦四郎との <small>(殿)</small>
同九年酉右同	両頭 久季
同十年戌右同	左 原ノ御内より御くわんの <small>(願)</small>
右 塩田殿	右 塩田殿
同十一年亥右同	左 山城殿願
右 やとい江口殿	右 やとい江口殿
同十二年子右同 十一月廿八日	左 江口殿ちうけん田中 <small>(中開)</small>
右 住浦八郎二郎殿	右 住浦八郎二郎殿
ちうけん□郎二郎殿 <small>(中開)</small>	右 ちうけん□郎二郎殿 <small>(中開)</small>
同十三年丑八月廿八日	左 御代始御頭
右 塩田新左エ門殿	右 塩田新左エ門殿
同十四年寅右同	左 としつきとの <small>(殿)</small>
右 高橋殿	右 高橋殿
同十五年卯右同	左 左京殿
右 塩田助三郎殿	右 塩田助三郎殿

同十六年辰右同	御願公方ヨリ同御頼千代寿丸 <small>(願)</small>
同十七年巳右同	左 あきとの <small>(殿)</small>
右 おさきとの <small>(尾崎殿)</small>	右 おさきとの <small>(尾崎殿)</small>
文明十八年 丙午 八月廿八日	左 住浦新六殿
右 塩田助太郎殿・信時助三郎殿	右 塩田助太郎殿・信時助三郎殿
同十九年未右同	左 御前御願
右 塩田助五郎殿	右 塩田助五郎殿
長享二年 戊申 十二月廿八日	左 小太郎殿御願
右 かなもちとの <small>(殿)</small>	右 かなもちとの <small>(殿)</small>
同三年酉八月廿八日	左 塩田殿御願
右 すみうら新六殿 <small>(住浦)</small>	右 すみうら新六殿 <small>(住浦)</small>
延徳二年 庚戌 右同	左 浜殿
右 上嶋衆中願	右 上嶋衆中願
同三年亥右同	左 御前 御願代左京
右 公方 御願右新六	右 公方 御願右新六
同四年子右同	左 公方御願 <small>(備中)</small> ひつ中
右 小太郎との <small>(殿)</small>	左 小太郎との <small>(殿)</small>
明応二年丑右同	右 小河又五郎殿
左 森崎殿	右 森崎殿
同三年寅右同	左 尾崎平三郎殿
右 上嶋中間万五郎・二郎四郎	右 上嶋中間万五郎・二郎四郎
同四年卯右同	左 中間たうゑもん・わき二四郎
右 上嶋中間六郎衛門	右 上嶋中間六郎衛門
同五年辰右同	左 塩田勘解由殿御願
右 上山次郎四郎殿	右 上山次郎四郎殿
同六年巳右同	左 右馬助殿御くわんの <small>(願)</small>
右 二郎四郎殿	右 二郎四郎殿

同七年午右同	左 御前御願代 <small>(備中)</small> ひつち中	同八年未右同	右 塩田助四郎中間万次郎	同九年申右同	左 小川太郎左衛門殿	同七年午右同	右 塩田備前守公役
同八年未右同	右 塩田助七郎殿	同九年申右同	左 御祈禱下嶋衆中ヨリ頭 <small>(寄頭)</small>	同十年酉右同	右 上嶋衆中頭へ塩田勘解由	同九年未右同	右 住浦助左工門殿中間源右工門殿
同九年申右同	左 ヤとい頭塩田助七郎	同十年酉右同	右 上嶋衆中頭へ塩田勘解由	同十一年戌右同	左 住浦弥藤次郎殿 <small>正中野与七殿 わき又九郎殿</small>	同九年申右同	右 高橋平七殿・脇頭後藤彦九郎殿
文龜元年 <small>辛酉</small> 右同	右 公季	同十一年戌右同	左 ヤとい頭塩田助七郎	同十二年亥右同	左 公季	同九年申右同	左 小河美濃守殿
文龜二年 <small>壬戌</small> 八月廿八日	右 御前ヨリ 両頭	同十二年亥右同	右 住浦弥藤次郎殿 <small>正中野与七殿 わき又九郎殿</small>	同十三年子右同	下 甌小川孫太郎	同十年酉右同	右 塩田助四郎殿
同三年亥右同	左 安藤けん 中野より	同十三年子右同	上 甌江口助九郎	同十四年丑右同	上 甌江口助九郎	同九年申右同	左 小河五郎左工門尉殿
永正元年 <small>甲子</small> 八月廿八日	右 江口助九郎	同十四年丑右同	左 小川玄蕃丞殿	同十五年 <small>戊寅</small> 八月廿八日	左 安藤けん 中野より	同九年申右同	右 高橋平七殿・脇頭後藤彦九郎殿
同二年丑右同	右 上嶋中間 何も公役	同十五年 <small>戊寅</small> 八月廿八日	左 小川玄蕃丞殿	同十六年卯右同	右 江口助九郎	同九年申右同	左 小河美濃守殿
同三年寅右同	左 小河山城守殿	同十六年卯右同	右 是枝右馬丞殿 <small>(備)</small>	同十七年辰右同	左 小川左衛門尉季武立願ニて	同九年申右同	右 義季御願代主税助殿
同四年卯右同	右 上嶋中野之中間次郎右工門殿	同十七年辰右同	左 小川左衛門尉季武立願ニて	同十八年巳右同	右 上甌中野之中間次郎右工門殿	同九年申右同	左 小河民部殿
同五年辰右同	左 住浦主殿殿立願	同十七年辰右同	右 住浦主殿殿立願	大永二年午右同	左 住浦主殿殿立願	同九年申右同	右 小河左衛門尉・日奉季武公役小八
同六年巳右同	右 上嶋中野ノ中間より	同十八年巳右同	左 小河主税助・弥八・十郎太郎		右 上嶋中野ノ中間より	同九年申右同	左 岸三郎九郎・平信繼脇頭中間
同七年午右同	左 三嶋中野公役中間孫六衛門・九郎	大永二年午右同	右 御代始御願代主税助殿		右 三嶋中野公役中間孫六衛門・九郎	同九年申右同	右 小河太郎左工門尉季里立願
	右 塩田備前守公役		左 塩田備前守公役		左 御代始御願代主税助殿	上嶋	右 小河治部太夫殿季実
					右 塩田備前守公役		左 江口又六殿・後藤五郎左工門殿
							右 森崎彦五郎殿
							左 上嶋衆中立願ニて代小河民部
							右 少輔季統
							右 小河右馬介季信
							日奉儀季
							御代小河采女正
							御代上山帯刀尉
							金持彦左衛門尉公役
							龍頭孫兵衛寄子喜左工門公役
							小川采女正附
							後藤右工門九郎・同孫左工門中現 <small>(備)</small>
							上山帯刀尉中間源左工門尉
							江口与左工門尉公役ニて候立願ニ
							て候

同三年未右同

左 小河四郎・日奉季統

右 同治部太輔季実立願（小）二て候

同四年申右同

左 下嶋御料久御願代岸三郎九郎

同五年酉右同

右 是枝助右（小）門・小河采女正殿

同六年戌右同

左 衆中代小河太郎右（小）門尉季里

同七年亥右同

右 橋口孫右（小）門殿・小五郎

同八年子右同

左 小河千代寿丸名代小河藏人

享祿二年丑右同

右 後藤善右（小）門尉相頭

同三年亥右同

左 下嶋上山内藏助・尾崎与三中間又九郎

同四年卯右同

右 是枝助右（小）門尉相頭

同五年辰右同

左 小河縫殿助名代中間十郎次郎

同六年巳右同

右 住浦新右（小）門尉・江口八郎右（小）門尉

同七年午右同

左 小河弥三右（小）門中間源兵衛尉

同八年未右同

右 塩田備前守公役二て候

同九年申右同

左 季安御名代小河丹後守

同十年酉右同

右 同御頭御名代上山但馬守

同十一年戌右同

左 小河式部少輔季遠・青野太郎二郎

同十二年亥右同

右 塩田助三郎・同名二郎三郎

同十三年子右同

左 下嶋延時助右（小）門尉・平重政

同十四年丑右同

右 同神兵衛中間半兵衛直家

同十五年卯右同

左 相頭高橋八郎三郎 平秀直

同十六年辰右同

右 小河左衛門尉公役中間吉右（小）門

同十七年巳右同

左 塩田大炊助公役

同十八年午右同

右 御名代小河峯守季理

同十九年未右同

左 小河土佐守季統

同二十年申右同

右 小河縫殿助季堅居頭

同四年未右同

名代同名出雲守

右 小河佐渡守季朝寄頭塩田源太兵衛尉、森崎彦兵衛、尾崎吉右（小）門尉、

『此三字如本』

鐘御断人、皆々公役二て候

同五年申右同

左 代小河出雲守、日奉季安・豊千代丸

同六年酉右同

右 上山内藏助、橘定安

同七年戌右同

左 小河長門守殿頭代後藤藤右（小）門尉

同八年子右同

右 安藤五郎左（小）門尉殿

同九年丑右同

竹内六郎左（小）門殿

同十年卯右同

中間次郎三郎殿

同十一年辰右同

左 豊千代丸御願小河出雲守

同十二年巳右同

右 二階堂右京亮藤原行弘（藤原如本）

同十三年午右同

外鳥居同廿三日造立、当神職四郎左（小）門尉

同十四年未右同

居頭嫡子又十郎行豊

同十五年申右同

左 小河式部大輔立願代同名右近亮

同十六年酉右同

右 後藤又右（小）門尉

同十七年戌右同

番匠右（小）門太郎・同小三郎

同十八年子右同

居頭代鹿嶋彦右（小）門尉

同十九年丑右同

左 公役下嶋小河出雲守殿

同二十年卯右同

右 同上嶋岸四郎右（小）門殿

同二十一年辰右同

二階堂兵部左（小）門尉中間源五兵（小）門

同二十二年巳右同

同多実坊

同二十三年午右同

立願二て候

同二十四年未右同

左 小河加賀守季貞

同二十五年申右同

右 公役上山内藏助貞安

同二十六年酉右同

寄子後藤新兵衛・同彦太郎・中間孫左（小）門

天文十一^{壬寅}年八月廿八日

左 小河式部太輔季遠立願ニテ候
右 橋口孫右エ門尉吉信

是ハ別ニ所領格護ニテ候、それニ相賄候、以上三人公役
相頭嫡子四郎兵衛尉、又孫右エ門尉、弟十郎兵衛

(※「三人」とは、前行の「寄子後藤新兵衛・同彦太郎・中間孫左エ門」を指すか)

同十二年卯右同

左 住浦新右エ門尉安綱
右 上嶋中間〇八郎兵衛

与兵衛・同彦左エ門

同十三年辰右同

左 小河軍右エ門尉季長
住浦一右エ門尉繩貞
中間權兵衛

両頭公役

右 後藤半兵衛尉吉友・江口彦八

御屋地為御立願

左 小河筑前守季堅

同十四年巳右同

居頭尾崎大藏卿

御中間是枝又七家森

中間八右エ門三嶋御公役ニテ候

左 御太刀居頭小河壱岐守季理

同十五年午右同

右 塩田備前守政信

御公役名代小河采女正

同十六年未右同

左 小河偽釣相賄田地
右 尾崎平右エ門尉秀直

寄子後藤郷右エ門尉

中間藤左エ門尉

左 忠季御立願

同十七年申右同

御名代小河壱岐守季理

同十八年^{戊酉}八月廿八日

左 公役小河加賀守季貞
右 公役小河伊予守季房

同十九年戌右同

左 小河偽釣入道立願ニテ候
居頭名代同采女正

(※同二十年記載なし)

同二十一年^{壬子}亥右同

左 小河源七季範公役

名代後藤權左エ門尉

右 小河淡路守季繼公役也

後藤彦次郎・小宮軍四郎

同姓藤六・大工金左エ門尉

同小三郎何も公役ニテ候

同二十二年丑右同

左 小河源七季範立願也

名代塩田新左エ門

右 小河采女正

脇頭中間池田權兵衛尉、仮屋田ニ相賄也

左 御代始御名代小河軍右エ門尉季長

上之嶋

右 江口伊豆守貞次脇頭

嫡子次郎左エ門尉正家

左 岸彦左エ門尉中間源五兵衛

脇頭中間孫左エ門鍛冶荒兵衛

上嶋役人

右 高田杢丞直家

塩田備前守相調立願ニテ候

御立願

左 久季御願 御名代居頭小河伊代守

右 当家偽釣入道名代同名采女正

同三年巳右同

左 鶴房丸御願名代内衆

住浦弥左エ門尉

右 二階堂安芸守行雄

左 久季御頭中浜二相賄候御代

中浜佐渡守其外寄子中浜殿中間

右 上山勘解由兵衛尉定重

親但馬守寄子・鍛冶七左エ門寄子

左 尾崎右馬助・上山内匠丞(允)

中間次郎三郎

右 橋口四郎兵衛・同名八左エ門・

公役同小左エ門

左 小河治部左エ門尉・

上村与兵衛・半瀬大右エ門

右 山中吉右エ門・橋口九郎兵衛

左 名代江口源右エ門殿

小河刑部少輔季範

相頭御西是も御立願

右 名代小河采女正

左 小河太郎五郎季薦『如本』

同性(姓)半右エ門尉殿・江口清右エ

門殿

延時長右エ門重安

右 同名弥左衛門

高田弥次郎・野下中間木六

左 小河源次郎永枝ヨリ季亮

右 二階堂紀伊介行豊

元禄元年(志) 戊午 八月廿八日

同二年未右同

同三年申右同

同四年酉右同

同五年戌右同

同六年亥右同

『朱書イ本ヲ以書加』

『御祭り、右之次第不相替、大永八年・享禄五年・天文二十四年・

弘治三年・永禄十三年、此永禄六年亥年〇』

此季大風、洛木、社檀波サイヨツリ殿同八月廿五日遷宮、同廿七日

久季御代生年十八才、神人次郎左エ門、同季同下島イ九月カミヨリ

立申候、潮ノヒサン、

『朱書ノ分イ本ヲ以書加』

『元龜四年迄一卷略写畢、従是別卷年号迄』

永禄七年(甲) 八月廿八日

立願 左 小河又十郎季健

右 二階堂安芸守行雄

左 塩田出雲守信清・上村丹後丞(據)

中間与八郎是枝前右エ門家森

右 同名本右エ門中間弥九郎

同八年丑右同

同八年八月五日ヨリ拝殿上葺神人次郎左エ門

久季御季二十才之造作也

同九年(丙) 八月廿八日

立願 左 居頭小河十郎三郎

右 居頭塩田肥前守

同廿七日久季御立願、奇人御奇進、筆者兎玉兵部左エ門

市木院之人也

同十年(丁) 八月廿八日

立願 左 小河河内守季清

右 塩田民部少輔真信

同十一年辰右同 上嶋公役

左 塩田新左エ門尉

相頭同性主馬丞(允)

下之嶋公役

竹内新右エ門尉

右 安藤源兵衛尉

中間源五

同性与一

同十二年巳右同

左 小川清右工門尉

江口図書助正家

奇頭人々 小河源次郎中間半次

永祿十三年 庚午 八月廿八日

左 下嶋公役

小河又九郎季行

居頭屋とい

尾崎大藏助

寄子同性隼人助

中間源五兵衛

右 上嶋公役

左 下之嶋 居頭小河兵部少輔

久季御立願

右 上之嶋公役 居頭

森崎六左工門尉

寄子高橋神工門尉

中間八兵衛尉

左 上之嶋田地公役

小河筑前守

右 居頭住浦内藏助

寄頭同名半右工門

中間上村藤七兵工

左 御西片浦二相賄候

居頭迫田掃部丞

右 屋とい居頭

公役岸藤左工門尉

同彦三郎

後藤藤次郎

右之年号一卷終、従是別卷書加也

中間大山源五兵衛
中間同孫左工門

小嶋公役 左 居頭小河又右工門尉・江口藤左工門尉・中間権兵衛・同与七兵衛・同小次郎

同小次郎

天正二年 甲戌 八月廿八日

上嶋公役 右 居頭後藤助右工門尉・小宮四郎左工門・後藤神(カ)左工門尉・大工右馬丞・同忽も三郎

下之嶋公役 左 小河河内守・居頭迫田掃部助

上之嶋公役 右 二階堂囚獄丞

下之嶋公役 左 小河兵部少輔

上之嶋公役 右 江利根太郎

同四年 丙巳 右同

居頭小河右工門尉やとい

寄子橋口孫兵衛・同弥左工門

下之嶋公役 左 小河軍三郎

同五年丑右同 脇頭吉永市左工門尉・同上原加藤左工門

上之嶋公役 右 上山但馬守

脇頭後藤弥七郎・橋口段工門尉

同六年 戊申 八月廿八日

左 長浜かり候

御北居頭御名代長浜右近

上之嶋公役 橋口九郎兵衛

右 中野 上村次兵衛

早瀬太右工門

天正六年 戊申 八月十五日

久季為御立願、社檀サイヨウ、同御立願、内鳥居

同月十九日如此之儀為後日候、当時小河又左エ門殿

公役江月坊殿

同七年卯右同
下ノ嶋公役 左 居頭小河半佐
上之嶋公役 右 居頭橋口市作

同名八左エ門・同小八郎

下嶋公役 左 小河右兵衛尉

同八年辰右同
居頭やとい住浦内蔵助

公役小河治部右衛門尉

上嶋寄子江口杢兵衛尉

右 居頭同衛門尉

是枝善左エ門尉

同性新右エ門尉

上嶋公役 左 居頭二階堂右京佐

天正九年 辛巳 八月廿八日

下嶋公役 右 居頭上山石見守

尾崎午助

中間与三右エ門・同近兵衛

下之嶋 左 居頭小河源次兵衛

同十年午右同

上之嶋 右 公役塩田蔵人助

寄子中間弥平兵衛

同中間藤三

左 居頭小河与左丞

同十一年未右同
寄子延時齊六・同名弥七左エ門尉

江口新兵衛

上之嶋 右 塩田備前守

下之嶋 左 居頭二階堂主水助

同十二年申十一月廿五日

相頭竹内藤七郎

上村町六兵衛・中間とし

右 居頭尾崎三郎四郎

相頭岸八郎

寄子後藤源太左エ門

上嶋公役 左 居頭塩田主馬丞

中間太郎二郎

天正十三年 乙酉 八月廿五日

下嶋 右 相頭江口与左エ門

上村源十郎

中間大原賀藤兵エ

中間野下三左エ門

左 下之嶋絵石え相かかり

同十四年戌八月廿五日

居頭迫田助兵衛

同十五年亥右同上之嶋公役
右 上之嶋公役小川右介・居頭小河安芸守

左 公役小河縫殿助

下之嶋公役 右 居頭尾崎平右エ門

居頭長浜源次兵衛

寄子住浦助左エ門

同上山石見

下之嶋 左 居頭三右エ門

同十六年子右同
居頭寄子後藤半五郎

中間池田大学

上之嶋公役 居頭小宮四郎左エ門尉

右

寄子才四郎

後藤彦八

中間 伝内左エ門

同三兵衛

下嶋公役

左 相頭江伊豆

居頭尾崎四郎

天正十七年^{己亥}八月廿五日

寄子中間源四郎

右 相頭森崎市郎兵衛

居頭高崎甚六左エ門

寄子中間小五郎

同十八年寅右同下嶋公役

左 居頭江治部左エ門尉

相頭江口権七

中間小次郎

岸彦左エ門尉

上之嶋公役右

居頭後藤軍七

寄子中間甚九郎

同中間弥四郎

天正十八年^{庚寅}八月廿日

為御立願、内鳥居造立時役 小島大炊助

天正十九年^{辛卯}八月廿五日

下之嶋公役

左 居頭やとい

山崎安芸守

同名佐吉

高田平内左エ門

中間市丞⁽⁶⁾

上嶋公役

右 居頭やとい

二階堂右京丞⁽⁸⁾

同名又六

同二十年辰十一月廿五日 久永下嶋

左 竹之浦^{片敷}え相かかり

居頭追田四郎右エ門

右 上之嶋公役

江平六・崎田弥左エ門

橋口軍七・同名孫三郎

居頭山崎安芸守

下嶋公役

左 小河亀房丸

居頭坂口志摩助

公役 右 居頭橋口市之助

上之嶋公役 橋口二之助

寄子塩田弥七郎

同 橋口孫七

同 大山半七

同三年午右同

下之嶋 左 御立願居頭

隆季、やとい長浜彈左エ門尉

右 上嶋公役

やとい居頭橋口九郎兵衛

上山五右エ門尉

寄子橋口七衛門

同名小八郎

下之嶋 左 小河六郎左エ門尉

文祿四年^{乙未}八月廿五日

やとい居頭延時弥七左エ門尉

右 居頭

是枝又七

山中弥平兵衛

是枝金太郎
山中齋助

文祿五年^{丙申}八月廿八日 下之嶋

御諏訪御祭礼

寺師主馬首殿、今春從兩嶋御吸^吸二付、御心底而御祭礼之儀、原崎兵
右工門之被仰付申調候、本代にハ相違候条、本帳ニ替書申候、後日
之為、御覺如此候、猶子細之日記ハ兵右工門之付置申候

筆者

鳥居与三右工門

写

右年号一卷終、從是御造供年号書加

棟札写

〔如本〕

康永三年^{甲申}二月十二日

大願主沙弥栄光

右同

至徳二年^{乙丑}三月廿三日^{甲申}

大願主主計允藤原重有

大工 八郎左工門尉平武友

大工 六郎左工門尉平友光

右同

応仁三年^{乙丑}八月廿七日

大願主 日奉氏季次

右同

延徳三年^{辛亥}八月廿七日

造事奉行小河季秀

大工新右衛門尉方俊

小工已上八人
鍛冶又右衛門

棟札写

大願主日奉

文龜三年^{癸戌}八月二十六日

小河遠江守公季

日奉氏

遠江守公季

大工 宮田伊豆

小工 十一人

鍛冶 藤原氏久統

祝子清原氏種統

右同

天正六年^{戊寅}八月十五日^{甲午}

日奉氏 久益并

童男千益丸

造供奉行

小河又左衛門尉季郷

梶原右衛門尉景房

小工江茂三郎

鍛冶八左衛門尉〔如本〕

大聖寺頼鑒代

棟札写

慶長十六年^{辛亥}八月廿六日

神主次郎左衛門尉

当代官曾木甚右衛門重正

役人和田讚岐守正親

嘜 小河越中守季值
作事奉行

和田伊豆守正清
小川正左衛門季理

右同

寛永十五年^{戊寅}九月吉祥日

当嶋地頭本田伊賀守親政

大工 橋口市郎兵衛吉祐

松田甚左衛門

和田治部左衛門

小河左馬助

願主其外当所衆中

神主 尾崎彦七郎 四拾歳

棟札写

寛永十六年^{乙卯}二月吉祥日

当嶋地頭本田伊賀守親政

和田治部左衛門

小河左馬助

大工 橋口市郎兵衛吉祐

松田甚左衛門

和田治部左衛門

小河左馬之助

願主其外衆中

神主 尾崎彦七郎 四十歳

棟札写

寛永十六年^{乙卯}二月吉祥日

当嶋地頭本田伊賀守親政

和田治部左衛門

小河左馬助

大工 橋口市郎兵衛吉祐

大工 吉永左近将

神主 甚左衛門

彦七郎

封封



封封

奉再興諏訪上下社頭一字

聖主天中天

迦凌頻伽声

哀愍衆生者

我等令敬礼

大檀那大梵天主

大願主帝釈天王

物イ

右奉為護持信心大檀那当地頭比志嶋監助源範員、御息災延命、武運

長保年月、厄難未然脱解、怨敵退散、殊者当嶋安泰、万民快樂、風

調兩順、五穀成就之故也

仍願狀如件

当社務

尾崎兵部左衛門

寛文七年^{丁未}四月吉日

座主大聖寺法印快賢

造事奉行

和田治部左エ門

なます	ふか	梅干	御飯	二刀	御飯	汁	四刀	はじ	ヤキ魚	鹿猪	いの猪
斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗

諏訪大明神 小浮者耄斗八升⁽¹²⁾

本文書は江戸時代、冊子体に書写された写本である。筆跡はほぼ一筆で、校正の朱筆も散見する。以上のような二次史料であるが、南九州では希有な宮座文書なので、長文を厭わず掲載した。

甕島（上甕・下甕）は、西遷御家人である小川氏によって統治されていた⁽¹³⁾。小川氏は、承久の乱または宝治合戦の折に新補地頭として甕島に入部したらしい。

この諏訪神社宮座の頭役記録は、文安三年（一四四六）に始まり、文禄五年（一五九六）に終わっている。伊地知季安『地誌備考―雲遊雜記伝―』によると、小川氏の拠点が上甕から下甕の手打に移ったのは永享五年（一四三三）頃だという⁽¹⁴⁾。この文書にみえる諏訪神社も下甕手打にあり、当時の小川氏の統治拠点に近接していた。以上の点からみて、小川氏主宰の諏訪神社宮座祭祀は小川氏の下甕移住により開始されたものといえよう。

一方、頭役記録が終わる文禄五年（一五九六）にはどういう意味があるのだろうか。これは、小川氏の甕島支配が否定されたためと考えられている。小川氏の没落には諸説あるが、塩田甚志氏の整理によると、主に次の三つの理由があげられる。

①天正二年（一五七四）の甕島における唐船抜け荷事件の処置を小川氏が難渋したため

②朝鮮出兵文禄の役（一五九二〜一五九七）における従軍を小川氏が拒否したため

③小川中務大輔息の藤八が乱暴な人で、かつ島津氏に憎まれていた伊集院幸侃妻の妹婿だったため

いずれの説が正しいのか、または複合的な原因によるのかは定かでないが、天正年間（一五七三〜九二）後半ごろから島津氏本家との対立が深まり、文禄年間（一五九二〜九六）には小川氏の甕島支配が否定されたようだ。頭役記録文禄五年条の「寺師主馬首殿、今春従両嶋御扱二付」という記載は、甕島（上甕・下甕両島）の没収が島津家本家使者の寺師主馬首によって執行されたことを意味するのであろう。

以上の点から、文禄五年（一五九六）の頭役勤仕終了は、小川氏の甕島統治権喪失に伴うものとみてまちがいはなからう。

表3 甞島諏訪神社頭人一覧

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
順列配	29	113	166	195				39	122	199	321	331
頭人	公方(御代始・御願)	御代始御頭代主税助殿	御代始御名代	御太刀居頭小河孝岐守季理	御願御頭・御前御頭公季	御前御願	為御立願	久季御願・御頭・名代	義季御願代主税助殿	忠季御立願御名代小河孝岐守季理	久永	隆季
本拠地(現在の地域) 〔大字〕小字〔名〕 〔趣旨〕	不明(公方)	不明(代始御頭代)	不明(代始御名代)	不明(御太刀居頭)	不明(御前)公季	不明(御前)	不明(御立願)	不明(○季御願)	不明(○季御願代)	不明(○季御立願)	不明(久永)	不明(隆季)
勤仕年1	1458左 御代之始	1510左	小河孝岐守季理 1534左(重複)	1546左(重複)	1468左	1487左	内島居造立時役小島大炊助1590(重複)	御願 1462左	1514左	1548左(重複)	下嶋片カ之浦え相かかり居頭1592左(重複)	下之嶋御立願居頭、やとい長浜弾左エ門尉1594左(重複)
勤仕年2	1481左		小河軍右エ門尉季長 1554左(重複)		1502左右両頭公季	1491左 代左京		御願 1463左				
勤仕年3	1484左					1498左 代備中		御願 1477左右				
勤仕年4	1491右 御願新六							御名代居頭 小河伊予守 1556左 (重複)				
勤仕年5	1492左 御願備中							御頭中浜二相賄候御代中浜佐渡守其外寄子中浜殿中間 1558左 (重複)				
勤仕年6								御立願居頭 小河十郎三郎 1566左 (重複)				
勤仕年7								御立願下之嶋居頭小河兵部少輔 1571左				

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
153	150	146	142	140	133	132	128	123	120	117	108	104	102	100	98	92	80	273	210
小河源兵衛尉 小河源三右エ門中	小河縫殿助季堅	小河千代寿丸名代 小河藏人	小河治部太輔季実 立願	小河四郎	小河采女正(殿)	小河右馬介季信	小河治部太夫殿季実	小河民部殿/小河 民部少輔季統	小河美濃守殿公役	小河五郎左エ門殿	小河主税殿	小河左衛門尉季武 立願	小河山城守殿	小川玄蕃丞殿公役	下齋小川孫太郎	小川太郎左衛門殿 /季里立願	小河又五郎殿	御北居頭御名代	鶴房丸
下齋(小川)	上齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	下齋(小川)	不明(御北居頭)	不明(鶴房丸)
1529左	1528左 名代中間十郎次郎	1526左	1523右	1523左	日奉儀季御代1519 左(重複)	1518右	1516右	1514右	1513左	1512左	1509左	1507左	1506左	1505左	御公役1503左	1499左	1493左	1578左(重複)	御願名代内衆住浦弥左エ 門尉1557左(重複)
	1535左 居頭名代同名出雲守				附1521左			上嶋衆中立願代 1518左(重複)				1515左				1516左			
	左 上之嶋公役1587				1524右							1533左 公役中間吉右エ門				(上嶋方)衆中代小河 太郎右エ門尉季里 1525左(重複)			
					1546右 御公役名代														
					1550右 居頭名代														
					1553右 脇頭中間池 田権兵衛尉、 飯屋田相賄														
					1556右 名家偽釣入道 名代同名采女 (重複)														

50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
218	202	201	200	199	197	192	188	184	178	176	174	171	168	167	166	156	154
小河治部左工門尉	小河淡路守季繼	小河源七季範	小河伊予守季房	同名(小河)新左工門殿	小河偽釣入道	小河筑前守季堅	小河軍右工門尉季長	小河加賀守季貞	同名(小河)右近亮	豊千代丸御願	小河長門守殿	小河出雲守(殿)	小河佐渡守季朝	小河土佐守季統	小河壹岐守季理	小河式部大輔季遠	小河丹後守(季安御名代)(重複)
下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川カ)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)
1560左	公役1552右	公役名代後藤權左工門尉1552左(重複)	公役1549右	公役1548右	相賄田地1547左	1545左	公役1544左	立願1541左	小河式部大輔立願代1539左(重複)	御願小河出雲守1538左(重複)	頭代後藤藤右工門尉1537左(重複)	代1536左	寄頭塩田源太兵衛尉1535右(重複)	1534右	御代始御名代1534左(重複)	少輔1531左	1530左(重複)
		立願名代塩田新左工門1553左(重複)	久季御願御名代居頭1556左(重複)		立願1550左	上之嶋田地公役1572左	御代始御名代1554左(重複)	公役1549左				豊千代丸御願1538左(重複)			御太刀居頭1546左(重複)	大輔立願代同名右近亮1539左(重複)	
					当家偽釣入道名代同名采女正1556右(重複)							公役下嶋1540左			忠季御立願御名代1548左(重複)	大輔立願1542左	

70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	
287	279	278	276	267	265	261	251	250	248	246	240	238	233	285	231	229	226	225	224	
小河与左丞	小河治部右衛門尉	小河右兵衛尉	小河半佐	小河軍三郎	小河右エ門尉	小河又右エ門尉	小河兵部少輔	小河衛門尉季延	小河又九郎季行	小川清右エ門尉	小河河内守季清	小河十郎三郎	小河又十郎季健	小河源次兵衛※源次郎と同一人か	小河源次郎永枝(ヨリ季亮)※源次兵衛と同一人か	衛門 同名(小川) 弥左	同姓(小川) 半右エ門尉殿	小河太郎五郎季薦	小河刑部少輔季範	
下甌(小川)、下甌の延時は小川の寄子	江口は、小川の寄子	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	上甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	
居頭、寄子延時齊六・同名弥七左エ門尉 1583左(重複)	公役1580左	下嶋公役、1579左	下ノ嶋公役、居頭 1579左	下之嶋公役、1577左	居頭、やとい1576右	小嶋公役居頭1574左	久季御立願下之嶋居頭 1571左	上嶋公役1570右	下嶋公役1570左	1569左	立願1567左	1566左(重複)	久季御立願居頭 1564左	下之嶋居頭1582左	1563左	公役1562右	1562左	公役1562左	相頭御西是も御立願 1561左	
							下之嶋公役、 1576左				下之嶋公役1575左			寄頭人々小河源次郎 中間半次1569右						

93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	
297	245	244	175	98	26	294	258	208	182	126	43	23	2	172	154	141	133	124	336	325	303	302	
安藤蔵介	同姓(安藤)与一	安藤源兵衛尉	安藤五郎左エ門尉殿	安藤けん	安藤殿	岸八郎	岸藤左エ門尉・同彦三郎	岸彦左エ門尉	岸四郎右エ門殿	岸三郎九郎	岸七郎太郎殿	岸次郎殿	岸七郎次郎殿	(日奉)豊千代丸	日奉季安・同御名代(重複)	日奉季統	日奉儀季御代	日奉季武公役小人	小河六郎左エ門尉	小河亀房丸	小河安芸守	小川右介	
下甌(安藤)	下甌(安藤)	下甌(安藤)	下甌(安藤)	下甌(安藤)	下甌(安藤)	上甌カ(岸)、後藤は岸の寄子	上甌カ(岸)	上甌カ(岸)	上甌(岸)	下甌(岸)	下甌(岸)	下甌(岸)	下甌(岸)	不明(日奉)	不明(○季御名代)	不明(日奉)季統	不明(日奉)(○季御代)	不明(日奉)小川季武カ	下甌(小川)	下甌(小川)	下甌(小川)	上甌(小川)	
居頭1585左	下之嶋公役1568右	中間源五1568右	1537左	1504左	1456右	相頭、寄子後藤源太左エ門中間太郎二郎1584右(重複)	やとい居頭公役1573右	中間源五兵衛脇頭中間孫左エ門鍛冶荒兵衛1555左	公役上嶋1540右	1515右	1464右	1455右	1446右	1536右	小河丹後守1530左(重複)	1523左	小河采女正1519左(重複)	1515左	下之嶋1595左	下嶋公役1593左	居頭1586右	上之嶋公役1586右	
										下甌御料代1524左					上山但馬守1530左(重複)		上山帯刀尉1519右(重複)						
															1536右								

110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94
318	322	312	332	304	272	301	257	291	243	94	44	164	161	127	33	27
佐吉 山崎安芸守、同名	江平六	江伊豆	長浜弾左エ門尉	長浜源次兵衛	長浜右近	迫田助兵衛	※同一人とみなす 迫田掃部允・掃部助	竹内藤七郎	竹内新右エ門尉	御祈禱下嶋衆中寄頭	原ノ御内より御願	平秀直	平重政	平信繼脇頭中間	平ノ御内より願	美濃殿
下甌(山崎)	上甌(江)	下甌(江)	下甌村/長浜/	下甌村/長浜/ 住浦と上山は長浜の 寄子	下甌村/長浜/	下甌絵石・下甌片浦 (迫田)	下甌御西片浦(迫田)	下甌(竹内)	下甌(竹内)	下嶋 下甌	下甌村/手打/原ノ 後カ	下甌村/片野浦/平 (片浦カ)	下甌村/片野浦/平 (片浦カ)	下甌村/片野浦/平 (片浦カ)	下甌村/片野浦/平 (片浦カ)	下甌村/片野浦(片 浦カ)美濃尾
下之嶋公役、居頭やとい 1591左	上之嶋公役1592右	下嶋公役相頭1589左	下之嶋御立願居頭隆季、 やとい1594左(重複)	下之嶋公役居頭、寄子 住浦助左エ門、同(寄 子)上山石見中間三右 エ門1587右	長浜かかり候、御北居 頭御名代1578左 (重複)	下之嶋絵石え相かかり、 居頭1586左	(允)御西片浦二相贈候 居頭、1573左	相頭1584左	下之嶋公役1568左	1500左	1465左	1532右	1532左	1515右	1460左	1457左
居頭1592右(安 芸守のみ)						久永下嶋片カ之浦え相 かかり居頭迫田助兵衛 1592左(重複)	(助)居頭1575左				1478左					1476左

128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111
99	96	21	105	4	196	337	288	228	160	134	334	283	216	214	155	88	148
中野より 七殿	正(正頭カ)中野与 七殿	中野弥三郎殿	上甌中野之中間次 郎右工門殿	中野御中間まつ	御公役片浦二掛候 (浦集団の頭役勤仕)	延時弥七左工門尉	延時齊六・同名弥 七左工門尉	延時長右工門重安	延時助右工門尉	上山帯刀尉(上嶋 上甌)	上山五右工門尉	上山石見守(中間 三右工門)	上山内匠允	上山勘解由兵衛尉 定重	上山但馬守	上山次郎四郎殿	下嶋上山内蔵助貞 安
上甌村/中野/	上甌村/中野/	上甌村/中野/	上甌村/中野/	上甌村/中野/	下甌村/片野浦カ (片浦か)	下甌(延時)	下甌(延時)、 小川の寄子	下甌(延時)	下甌(延時)	上甌(上山)	上甌(上山)、橋口は 上山の寄子	下甌(上山) 上山は長浜の寄子	上甌(上山)	上甌(上山)	上甌(上山)	上甌(上山)	下嶋下甌(上山)
1504左	1501左	1454右	1507右	1447右	1546左	やとい居頭1595左	居頭小河与左丞寄子 1583左(重複)	1562左	下嶋1532左	日奉儀季御代1519 右(重複)	寄子橋口七衛門、同名 小八郎1594右	下嶋公役居頭1581 右	中間次郎三郎1559左	親但馬守寄子・鍛冶七 左工門寄子 1558左(重複)	季保御頭御名代 1530左(重複)	1496右	1527左
										中間源左工門尉 1522左		長浜源次兵衛寄子、 中間三右工門 1587右		上山勘解由兵衛尉定 重親但馬守寄子・鍛 冶七左工門寄子 1558右(重複)			1536右
															上之嶋公役、 1577右		寄子後藤新兵衛・同彦 太郎・中間孫左工門公 役1541右(重複)

148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129
158	121	115	114	93	91	87	45	41	40	30	34	18	9	314	252	131	169	7	107
塩田助三郎	塩田助四郎殿	塩田主計助脇頭	塩田備前守政信	塩田助七郎殿	塩田助四郎中間万次郎	塩田勘解由殿	塩田帯刀殿	塩田助五郎殿	塩田助太郎殿	塩田殿	塩田新左衛門殿	塩田帯刀殿	塩田又七殿	森崎市郎兵衛	森崎六左工門尉寄子高橋神工門尉中間八兵衛尉	森崎彦五郎殿	森崎彦兵衛	森崎殿	上嶋中野ノ中間
上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(塩田)	上甑(森崎)	上甑(森崎)	上甑(森崎)	上甑(森崎)	上甑(森崎)	上甑(森崎)ノ中野ノ
1531右	1513左	1511左	公役 1510右	1499右	1498左	御願 1496左	1465右	1463右	1462右	1458右	1460右	1453右	1450左	相頭 1589左	上之嶋公役居頭 1571右(重複)	1517右	公役 1535右	1449左	1508右
			公役 1529右	1501左 やとい頭		1500右 上嶋衆中頭へ		1487右	1486右	1478右	1481右							1468右	
			1546右							1483右	小河源七季範立願名代 1553左(重複)							1493右	
			上嶋役人高田李允直家 相調立願 1555右 (重複)							御願 1489左									
			上之嶋 1583右																

167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149
151	116	106	97	75	70	60	59	12	328	296	286	242	241	239	234	168	165	159
網 住浦新右エ門尉安	住浦佐左エ門殿中 間源右エ門	住浦主殿殿立願	住浦弥藤次郎殿	住浦新六殿	住浦八郎二郎殿中 間太カ郎二郎殿	住浦いや七殿	住浦いや三郎殿	住浦五郎次郎殿	塩田弥七郎	塩田主馬允内代甚助	塩田蔵人助	塩田新左エ門尉、 相頭同姓主馬允	塩田民部少輔真信	居頭塩田肥前守	塩田出雲守信清	塩田源太兵衛尉	塩田大炊助	同名(塩田)二郎三郎
上甌里村／里／純浦 ケ迫カ	上甌里村／里／純浦 ケ迫カ	上甌里村／里／純浦 ケ迫カ	上甌里村／里／純浦 ケ迫カ	上甌里村／里／純浦 ケ迫カ	上甌里村／里／純浦 ケ迫カ	上甌里村／里／純浦 ケ迫カ	上甌里村／里／純浦 ケ迫カ	上甌里村／里／純浦 ケ迫カ	上甌(塩田)	上甌(塩田)	上甌(塩田)	上甌(塩田)	上甌(塩田)	上甌(塩田)	上甌(塩田)	上甌(塩田)	上甌(塩田)	上甌(塩田)
1528右	1511右	1508左	1501右	1486左	1480右	1474左	1473右	1451左	1593右 橋口二之助寄子	上嶋公役居頭1585左	1582右 上之嶋公役、寄子中間 弥平兵衛、同中間藤三	上嶋公役1568左	1567右	1566右	1565左	1535右(重複) 小河佐渡守季朝寄頭	公役1533右	1531右
1543左				1489右														

182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168
249	215	198	193	170	149	81	74	19	14	305	255	254	211	189
尾崎大蔵助寄子同 姓隼人助・中間源 五兵衛	尾崎右馬助	尾崎平右エ門尉秀 直	尾崎大蔵卿	尾崎吉右エ門尉公 役	尾崎与三中間又九 郎	尾崎平三郎殿	尾崎殿	尾崎五郎	尾崎平次郎殿	住浦助左エ門	寄頭同名(住浦)半 右エ門	住浦内蔵助	住浦弥左エ門尉	住浦一右エ門尉繩 貞・中間権兵衛
上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌(中野〇里村) 尾崎	上甌里村/里/純浦 ケ迫カ住浦は長浜の 寄子	上甌里村/里/純浦 ケ迫カ 上村は住浦の中間	上甌里村/里/純浦 ケ迫カ	上甌里村/里/純浦 ケ迫カ	上甌里村/里/純浦 ケ迫カ
居頭屋とい1570左	1559左	寄子後藤郷右エ門 尉・中間藤左エ門尉 1547右(重複)	居頭、御中間是枝又 七1545右	1535右	1527左	1494左	1485右	1453右	1452左	長浜源次兵衛寄子 1587右	1572左	居頭1572左	鶴房丸御願名代内衆 1557左(重複)	公役1544左
		居頭1587左										居頭やとい1579 左		

205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	
262	247	227	223	207	191	152	139	129	98	69	58	32	24	253	163	118	73	67	15	313	293	284	
江口藤左エ門尉	江口図書助正家	江口清右エ門殿	名代江口源右エ門殿	上之嶋江口伊豆守 貞次	江口彦八	江口八郎右エ門尉	江口与左エ門(尉)	江口又六殿	公役 上甌江口助九郎御	江口殿中間田中	江口殿	江口左衛門殿	河内殿	高橋神エ門尉中間 八兵衛尉	高橋八郎三郎	高橋平七殿	高橋殿	たかはし彦四郎殿	高橋はる殿	尾崎四郎	尾崎三郎四郎	尾崎午助	
上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(田中)	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌村/江石/河内	上甌(高橋) 高橋は森崎の寄子	上甌(高橋)	上甌(高橋)	上甌(高橋)	上甌(高橋)	上甌(高橋)	尾崎 上甌(中野○里村)	上甌(中野○里村)	上甌(中野○里村)	
中間権兵衛・同与七兵衛・ 同小次郎1574左	1569左	1562左	1561左	脇頭嫡子次郎左エ門尉 正家1554右	1544右	1528右	公役・立願1522右	1517左	1503右	1480左	1473左	1459右	1456左	上之嶋公役居頭森崎六 左エ門尉寄子1571 右(重複)	相頭1532右	1512右	1482右	1476右	1452右	1589左	居頭寄子中間源四郎	居頭1584右	中間与三右エ門・同近 兵衛1581右
							下嶋相頭1585右		1504右		1479右 やとい												

222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206
324	277	271	266	222	217	186	144	187	101	86	82	95	79	289	281	280
三郎 橋口軍七・同名孫	橋口市作・同名八 左エ門・同小八郎	橋口段エ門尉	左エ門 橋口孫兵衛・同弥	橋口九郎兵衛	橋口四郎兵衛・同 名八左エ門・公役 同小左エ門	孫右エ門尉、第十 郎兵衛	橋口孫右エ門殿吉信	左エ門 上嶋中間八郎兵 衛・与兵衛・同彦	上嶋中間 公役	上嶋中間六郎衛門	上嶋中間万五郎	上嶋衆中頭へ塩田 勘解由	上嶋衆中願	江口新兵衛	同(江口)衛門尉	江口左兵衛尉
上甌(橋口)	上甌(橋口)小八郎は 335(1594右) にもあり	上甌(橋口)	上甌(橋口) 橋口は小川の寄子	上甌(橋口)	上甌(橋口)	上甌(橋口)	上甌(橋口)	上甌	上甌	上甌	上甌	上甌	上甌	上甌(江口)	上甌(江口)	上甌(江口)、 小川の寄子
1592右	上之嶋公役、居頭 1579右	脇頭1577右	小河右エ門尉寄子 1576右	1560右	1559右	1542右	1525右	1543右	1505右	1495右	1494右	1500右	1490右	1583左	居頭1580右	上嶋寄子1580左
				1578左			1542右						立願代小河民部少輔 季統1518左(重 複)			
													(上嶋カ)衆中代小河 太郎右エ門尉季里 1525左(重複)			

237	236	235	234	233	232	231	230	229	228	227	226	225	224	223
298	292	274	256	235	219	319	230	209	309	204	335	333	329	327
上村源十郎	上村町六兵衛中間 とし	上村次兵衛	中間上村藤七兵エ	上村丹後掾	上村与兵衛	高田平内左エ門	高田弥次郎・野下 中間木六	上嶋役人高田李允 直家	小宮四郎左エ門尉	小宮軍四郎・同姓 藤六	橋口七衛門、同名 小八郎	橋口九郎兵衛	橋口孫七	橋口市之助、橋口 二之助
上甌村／中野／、大 原賀と野下は上村の 中間	上甌村／中野／	上甌村／中野／	上甌村／中野／ 上村は住浦の中間	上甌村／中野／	上甌村／中野／	上甌(高田)	上甌(高田)	上甌(高田)	上甌(小宮)	上甌(小宮)	上甌(橋口)、橋口は 上山の寄子、小八郎 は277(1579 右)に既出	上甌(橋口)	上甌(橋口)	上甌(橋口)
中間大原賀藤兵エ・ 中間野下三左エ門 1585右	相頭1584左	上之嶋公役、中野 1578右	1572左	中間与八郎1565左	1560左	中間市佑1591左	1562右	塩田備前守相調立願 1555右(重複)	上之嶋公役居頭寄子才 四郎1588右	公役1552右	上山五右エ門尉寄子 1594右	上嶋公役やとい居頭 1594右	橋口二之助寄子 1593右	上之嶋公役居頭、寄子塩 田弥七郎、同橋口孫七、 同大山半七1593右

さて御神事由緒のなかで本稿にとって重要なのは、頭人記録の内容である。そこで、御神事由緒頭文にみえる頭人の記載を抽出・整理して一覧表にしたのが表3である。表3作成の目的は、頭人の本拠地や頭人相互の関係を調べることにある。

表3の作成にあたっては、まず全頭人を名寄して整理した「頭役一覧」を作成した。この「頭役一覧」で確認できた頭人は全三五〇人である。ただし御神事由緒頭文のなかには「〇〇中間××」^{ちゆうげん}という記載が多い。本稿では中間××に名字がある場合は〇〇とは別に××も立項した。しかし××に名字がない場合、〇〇の項に中間××を付記するにとどめた。従って名字のない中間は「頭役一覧」の総数に入っていない。

名字が記載されていても本貫地が分からない者がいる(七四人)。また名前だけが記載された者のほとんどは、本貫地が分からない(三九人)。ただしこのうち二一人に殿記載がある。このような者はあわせて一一人おり、煩瑣なので「頭人一覧」から省いた。以上の作業により、表3には二三七人が残った。

この二三七人を公方や小川殿など注目すべき頭人をグループごとにとめて配列したのが、表3の「甕島諏訪神社頭人一覧」である。なお頭文における頭人の記載の順番は、表3の配列順の項に記しておいた。

まず表3冒頭に、公方【表3の1番】、御代始【1〜3番】、御太刀【4番】がみえる。公方・御代始・御太刀などは、小川氏が臣従していた薩州島津家のことであろう。

また公季、久季、忠季、隆季【御立願5・8・10・12番】は、いずれも小川氏系図⁽¹⁵⁾にみえるので、小川家の当主といえよう。また系図には見当たらないが、義季【9番】も季の通字があるので、小川家当主だと思われる。御前御立願【6番】やただ御立願【7番】とあるのも、「御」が付いている関係で小川家当主の立願とみなした。

鶴房丸【御願13番】や御北【御名代14番】も、小川家の稚児や女房で

あろう。ちなみに御北に「居頭^{おりとう}」とあるのは、「本人は自宅などに居ながら、頭役を経費だけを負担した頭人」のことと思われる。頭役帳には、中野御中間まつ【124番】・高橋はる【186番】の二人の女性が自ら頭役を勤めている。従って御北が居頭として勤仕したのは、実際、下甕諏訪神社に参列することが不可能だった事によるのだろう。

続いて【15番】から【74番】の六〇人はすべて小川(小河)氏である。これは、頭人全三五〇人のうち一七％に相当する。

【75番】から【79番】に日奉氏^{ひまつり}が六人いる。日奉は小川氏の本姓(日奉部)だと言われている⁽¹⁶⁾。祭祀や祈願等の折、名字や官途名などの通称を使わずに、本姓と実名で記名する場合はしばしば見られる。頭人一覧の日奉氏は、季武【75番】、儀季【76番】、季統【77番】、季安【78番】というように、前述した小川氏当主と同様、実名に季の通字を用いている。このことから、彼等は小川氏の当主(儀季)か、親族(季武・季統・季安)と思われる。なお【79番】の豊千代丸だけが幼名であるが、これは当主の子息でなからうか。

前述したように中世後期に小川氏は上甕から下甕へ拠点を移した。そのためか、小川氏頭人六〇人のうち五七人が下甕(下之嶋)を拠点としていると思われる。残る三人、小河縫殿助季堅【31番】・小河衛門尉季延【62番】・小川右介【71番】は上之嶋公役を勤めていることから、小川氏は依然として上甕も拠点としていたことが分かる。

この公役とは何だろうか。甕島の支配体制を明確に示す史料が乏しいので、確実なことは言いにくい。ただ小川氏が中世前期に地頭として入部して以降、甕島全体が小川氏の支配下にあつたので、上之嶋公役・下之嶋公役はそれぞれ上甕・下甕の住人に小川氏が課した課役ということになる。以上の点から、御公役を勤めた下甕の小川孫太郎【71番】や上甕の小川氏三人【31・62・71番】は小川氏嫡流の支配下にある小川氏傍流なのだろう。そして小川氏嫡流は諏訪神社の頭役勤仕を公役とする

ことにより、宮座運営を通じて甕島全体の支配を行っていたと評価できよう。

興味深いのは、小河壹岐守季理【35番】である。季理は、前出の小河季堅【31番】・小河季延【62番】のように「季」の字が実名の上の字になっている。これは小川家当主から「季」の字を下された一族または臣下であることを示す。季理は薩州島津家当主の御代始御名代や御太刀居頭、小川家当主の忠季御立願御名代などを勤めている。これは小川家一族の中でも季理が格の高い人物であったことを示している。

なお、毎年の頭役に「左」と「右」があるが、どちらが優位の頭役なのかはほぼ見分けが付かない。ただ小河壹岐守季理が薩州島津氏や小川家当主の代理を務めているのはすべて「左」であることに注意したい。例年、通常では左・右に優劣なく勤仕されているが、このような特別の頭役勤仕においては、「左」の方が優位に立つことを示していると思われる。

なお、小川氏の同族のみならず、小河源次郎中間半次【55番】のように小川氏の間も頭役を勤仕している。

【80番】から【123番】までに、小川氏と同じく下甕を拠点としている頭人四人・一四グループ（家・衆中など）をまとめた。そのなかで特徴的なものをみていこう。岸氏【80～87番】は岸三郎九郎【83番】が下甕御料代を勤めたように拠点は下甕と思われる。しかし岸四郎右エ門殿【84番】は上嶋公役を勤めているので、上甕が拠点である。この岸四郎右エ門から拠点を下甕から上甕へ変えたと判断して、その後の岸氏【85～87番】はすべて上甕が拠点かと考えた。ただそれは推測に過ぎず、上甕を拠点としているのは岸四郎右エ門だけでもかもしれない。

なお上山氏【111～118番】も、下甕のみならず、上甕も拠点としている。特定の家でないものとして、下嶋衆中【100番】と片浦【123番】がある。下嶋衆中は、下甕の小領主集団でなかるうか。片浦は、下甕の村落集団

と思われる。

次に【124番】から【237番】までの、上甕を拠点とする頭人一・四人・一三グループ（家・衆中）についてみてみよう。塩田氏【135～158番】に関して、同家文書のなかに次のような記述があるという⁽¹⁷⁾。

本家北条ニテ上方武士ニテ上方ヲ去リ、西国九州肥前之国塩田郡ニ居住、塩田備前殿ト改名被成、其後、又薩州甕島エ被罷下候、其比者、甕島ハ小川殿私領ニテ小川殿に被相付候、小川殿ハ下甕へ居住ニテ、上甕島ハ塩田備前殿、城ヲアヅカリ地頭仕置ニテ候

これは後世の記録と思われるが、上方から肥前国塩田郡を経て甕島へ移住してきた塩田氏は小川氏に臣従し、同氏から上甕の城を預けられたという。頭役記録にも塩田備前守政信【145番】がいるので、あながち根拠のないことではなかるう。

江口氏【193～208番】について塩田甚志氏は、「江口氏は佐々木氏を称し、天正二年（一五七四）に市来口より小川氏を頼り里に来る。家禄は約十石で里村においては上位である」（要旨）と指摘している⁽¹⁸⁾。里村は上甕にあるのでその点は頭人記録と一致するが、天正二年（一五七四）に上甕に来たという記述とは齟齬する。頭人記録ではすでに長祿三年（二四九九）に江口左衛門殿【193番】がみえる。また江口奎兵衛尉【206番】の項に、「江口は小川の奇子である」という内容の記述がある。これは薩州島津氏の軍事編成のなかで、小川氏と江口氏が寄親・奇子関係におかれていたことを示す。この記述から、江口氏も小領主（地侍）として小川氏に臣従している事が確認できる。

特定の家でないものとして、上嶋衆中【209・210番】と上嶋中間【211～214番】がみえる。上嶋衆中は、前述の下嶋衆中と同様に、上甕の小領主集団でなかるうか。上嶋中間は、上甕における小川氏の間をさしているのであろう。

ここで全体をまとめると、上甕の頭人一一四人・一三グループ(家・衆中)に対して、下甕の頭人四四人・一四グループというように、頭人総数に偏りがみられる。グループ数こそはほぼ同じであるものの、頭人の総数が下甕では上甕の約三分の一程度なのである。下甕が小川氏の拠点であるのに、このことは何を意味しているのだろうか。

そこで、表3を作成するにあたって削除した①名字はあるが拠点が分らない頭人、②名前だけの頭人についてみてみよう。①には頭人全七四人・全三六家がみられる。七四人のほぼ全員に殿記載か官途名記載がある。そのなかで寄子が六人、中間が四人いる。

②名前だけの頭人は全三九人で、このうち殿記載のある者は二一人いる。中間は三人いるが、寄子とされる者は一人もいない。

仮に表3下甕の頭人総数四四人に、この七四人と三九人を加えると、一五七人となる。この一五七人は表3上甕の頭人総数一一四人に近い数字である。このことから、①・②の頭人のほとんどが下甕の者である可能性が考えられる。

①の頭人の多くは、下甕を拠点とする小領主と思われる。一方、②は下甕の村落上層民ではなからうか。頭役記録に彼らの拠点に関する記述がないのは、小川氏の本拠地に関係する者として下甕居住は自明のことだったからであろう。特に名前だけの頭人は村落民に特有の名前ばかりである。小川氏にとっては村落名・浦名を記載しなくとも、彼らがどこ誰であるか混乱しなかったのだろう。

以上の点から、下甕諏訪神社の宮座は小川氏及びその同族を中核として、甕島全域の小領主と上甕の村落上層民に頭役を差定することにより運営された祭祀組織と評価できよう。上甕の村落上層民は、上甕の小川氏中間を含め、小川氏拠点の膝下村落の上層民を取り込んだものと思われる。

この国人領主が主宰して小領主が大多数の成員となっている宮座のあ

り方を考えるために、宮座解体後の状況をみてみよう。

まず頭役記録の最後の部分をみておこう。

文禄五年^丙八月廿八日 下之嶋

御諏訪御祭祀

寺師主馬首殿、今春從両嶋御吸^吸二付、御心底而御祭祀之儀、原崎兵右エ門え被仰付申調候

(現代語訳)

文禄五年(一五九六) 丙申八月二八日、下甕御諏訪祭祀(の事)。

寺師主馬首殿が今春(文禄五年春)より上甕・下甕両島をお取り扱いなさることにより、一番重要な事柄として御祭祀の事を(小川氏に代わって)原崎右衛門へお命じになって、調整させなされた。

前述したように、寺師主馬首は島津氏本家から派遣された者である。寺師は文禄五年(一五九六)春に派遣されて、甕島の支配を開始した。原文の「扱^{あつか}」は通常、調停や仲裁の意味で用いられることが多いが、これは、小川氏改易後の甕島統治を意味すると思われる。そこで寺師は、諏訪神社など甕島内の祭祀について原崎右衛門に調整を命じたという。これにより、中世後期に始まった小川氏の主宰する宮座祭祀は終わったといえよう。

その後の小川氏は田布施で謀殺されたなどの伝承がある⁽¹⁹⁾が、確実なことは分からない。塩田甚志氏によると、小川氏の末葉は、里村(前半の統治拠点)と下甕村(後半の統治拠点)手打に多く、それぞれの村の郷士であったという。

小川氏に宮座編成されていた小領主たちは、どうしたのだろうか。「文禄・慶長の頃、加藤清正が甕島の土を多く人質として帖佐に移した」という伝承もあるが、真偽は不明である⁽²⁰⁾。

塩田家文書、慶長六年(一六〇一)伊勢平左エ門の文書(塩田家文書)には、次のように記されているという⁽²¹⁾。

一天正之比、小川殿甕島私領被召上候、其後ハ島中諸士皆百姓ニ而候

現代語訳する。

天正年間（一五七三〜九二）の頃、小川氏の私領である甕島は島津氏本家が没収なさった。その後、甕島の諸士は皆、百姓になった。

小川氏没落のあと、甕島の小領主たちは皆、百姓になった。このような推移が穏当なところであろう。

最後に甕島宮座の特質についてまとめておく。

西日本から九州中部の肥後国まで、名主座が分布していた（前述の名主座リング）⁽²²⁾。この名主座は、小領主が神主などとして名主たちを名主頭役身分として編成した宮座である。この名主座と比較して、甕島の宮座にはどういう特徴があるだろうか。

まず名主座は小領主が主導する宮座であるのに対し、甕島の宮座は国人が主導して、小領主等を編成した祭祀組織であった。小川氏の本拠地と諏訪神社は下甕にあったが、上甕を含む甕島全域の小領主を小川氏は宮座に編成していた。

さらに下甕においては村落上層民も頭人として編成していた。南九州の村落では名頭や門の祭祀組織が想定されるが、史料的な限界から実像がつかめない。この甕島宮座のあり方からすると、村落有力者も小領主間の宮座に取り込まれて、そこに従属していくことで村落内部における宗教的権威を維持していたのかもしれない。この点は、再論する。

もう一点、名主座が名を単位とする座衆により構成されていたのに対し、甕島の宮座では名という単位や枠組みが全くみられない。これも大きな相違点である。

甕島の宮座は小領主を主要な構成員とする宮座であるが、中核には国人小川氏の同族集団の祭祀があった。その延長線上に小領主や村落上層民が取り込まれ、宮座祭祀を通じて従属を強めていったものといえよう。

小川氏の支配が終了すると、宮座も即時に終息した。小川氏なき後の甕島で小領主たちは一揆的な結合をせず、ほとんどが帰農している。これは、甕島の宮座が小領主や村落上層民を国人小川氏に従属させるためだけの宮座であったことを示している。

三 東国

(1) 下野国

この甕島宮座と比較するために、東国の小領主宮座をみておきたい。まず取り上げるのは、下野国氏家郡氏家郷にある今宮明神宮座である。この宮座については高牧實氏や『高根沢町史』などの先行研究⁽²³⁾があるので、それらの研究成果に基づいて、宮座の概要を示す。

今宮神社は、関東御家人氏家氏の氏神であり、同氏の支配地である氏家郡の惣鎮守社であった。同社の成立年代は不詳だが、正安二年（一二〇〇）に氏家郷南端から現在地（栃木県さくら市馬場）へ遷宮した。この遷宮には、氏家氏の主家である宇都宮氏や氏家氏自身、それに氏家郡内の小領主や二四郷の郷村などが費用を負担している。

今宮明神の宮座は宇都宮氏が祭主であるが、日常的には氏家氏が主宰し、氏家郡内二四郷の給主（小領主）が頭人に差定されて氏家頭または大頭おわちうと呼ばれる頭役を勤めていた。

この神社には今宮祭記録（氏家町西導寺所蔵）が残されており、正安二年（一二〇〇）年から文禄二年（一五九三）に至るまでの頭役勤仕が記録されている⁽²⁴⁾。

氏家氏は奥州氏家氏や出羽氏家氏として各地に展開するが、下野国に残った氏家氏は南北朝時代に消息を断つ。氏家氏後継の領主は、いまのところ不明である。しかし前述したように今宮明神の祭主は宇都宮氏であり、さらには宇都宮（二荒山神社）の頭役勤仕と今宮明神の頭役勤仕

は密接に関連していた⁽²⁵⁾。そのため中世後期、下野国の氏家氏が没落した後も、宇都宮氏ならびに氏家氏後継の領主のもと、今宮明神の宮座は継続していた。

ところが宇都宮氏は慶長二年（一五九七）に突然、領地を没収され滅亡する。それ以前、文禄四年（一五九五）に太閤検地があり、また宇都宮国綱の後継をめぐる家臣団の内紛などもあったようだ⁽²⁶⁾。宇都宮氏の断絶により、宇都宮氏関係の勢力は配下の武将を含めて下野国から一掃された。そのため、国内の小領主たちは武士の道を閉ざされて帰農土着せざるを得なくなった。文禄二年（一五九三）に今宮明神宮座における頭役勤仕が消滅する背景には、このような政治的な変動があった。

いずれにしても、宇都宮氏または氏家氏が今宮明神の宗教的権威を背景として氏家郡内の小領主を掌握するために行われていたのが、今宮明神の宮座であった。甕島では国人の小川氏が主宰して、甕島全島に小領主を下甕諏訪神社の宮座を通して掌握していた。このように、下野国氏家郡の今宮明神宮座と薩摩国甕島の下甕諏訪神社宮座とは同様な宮座である評価できるだろう。

ところで、今宮明神の宮座には下頭げしちうといって、大頭に奉仕する頭役があった。この下頭には、村落上層民や富裕民（有徳人）うとくじんが差定された。また小領主が勤める大頭の負担も、その支配下にある郷村の負担に転嫁されていた。このように今宮明神宮座の重い頭役は最終的には村落集団及び村落民の負担となっていたのである⁽²⁷⁾。そのために下頭の負担は次第に郷村から忌避されるようになり、一六世紀に入ると下頭は廃絶する。

一方、甕島の宮座も、小領主の中間や主に小川氏の膝下である下甕の村落上層民にも頭役を差定していた。すなわち小領主に従属する者（中間）や村落上層民は諏訪神社の宗教的権威の中に取り込まれていたのである。このことは今宮明神宮座でも同様で、今宮明神の宗教的権威に郷

村集団や村落上層民・有徳人は取り込まれていたといえよう。

このような下甕や氏家郡内の村落に、果たして村落宮座が存在したであろうか。村落上層民からすれば、諏訪神社や今宮明神の宗教的権威を背景とすることによって、村落集団を規制することができたであろう。また宮座頭役の重い負担に加えて、さらに村落内で宗教的な負担をもつことは事実上、不可能であったと思われる。中世後期の南九州や東国で村落宮座の痕跡がほとんどみられないのは、一つにはこのような小領主宮座の影響によるのではなからうか。

（2）相模国

しかし、中世東国にまったく村落宮座が存在しなかったわけではない。まず相模国の事例をみておく。

【史料6】

篠窪百姓中座敷事

一番 二郎衛門尉

二番 三郎衛門尉

三番 彦左衛門尉

四番 源六

五番 大郎左衛門尉

六番 孫兵衛

七番 孫五良

八番 大郎衛門尉

九番 与四郎

拾番 藤内四郎

右、背此旨、子細申候者、座敷を可立者也、仍如件

天文四年丙申九月二十九日 （花押）（28）

史料6日下の花押は高牧實氏の研究⁽²⁹⁾によると、篠窪の領主である篠窪出羽入道という小領主のものである。すなわちこれは、領主である篠窪氏が制定し百姓中に下付した命令書なのである。

またこの百姓たちは後北条氏の軍事動員にも応じており、他の人々と区別される高い地位の者たちであるとも指摘されている。これはすなわち、後述するような「おとな百姓」という村落上層民であろう。高牧氏は「在地小領主が、そのような百姓を動員して領内の鎮守祭祀を行っていた」と結論づけている。

(3) 常陸国

高橋裕文氏は、戦国期常陸国における郷村祭祀の事例をいくつか研究している⁽³⁰⁾。那珂郡部垂村（たな）の部垂大宮明神（甲神社）では、「侍之儀」すなわち地侍（小領主）四人のもと、「おとな中八人」が四月八日「花つみ御まつり」の頭役を務めていた（永禄一〇年甲神社古証文写）⁽³¹⁾。この宮座祭祀に小領主が部垂大宮明神宮座にどのように関わっていたのかは不明であるが、永禄一〇年（一五六七）の段階で四人の小領主のもとで、おとな百姓八人の宮座があつたことは明らかである。

(4) 信濃国

次に信濃国の事例をみておく。

【史料7】

「武田晴信」

（花押）

諏方下社祭祀数年退転之分、今茲、永禄八年乙丑十一月朔日
令再興、加下知次第（中略）

一 正月六日、大和・高木・富部・辰野・山田、右五郷より相勤神事
之儀者、為地頭役調之、聊無懈怠可執沙汰、山田之郷之義者、無

里之長候間、六人之宮奉行申合可勤之、然而、神事当役人輪次者、
宜守先例之事

一 正月八日、於于萩藏之薬師堂御祭、（中略）向後者、自田式反、
壹盃宛請取、以質素且可執行、六人之宮司可存知之、若六人之衆
為在陣者、竹居祝可相調、（中略）

一 五月六日御神事之儀、御頭錢請取候歳者不及申、御頭錢不調候共、
六人之奉行致談合、宜執行（中略）

宮奉行

竹居祝

大和監物

高木喜兵衛尉

辰野伝兵衛尉

竹居宮内丞

諏方刑部右衛門尉⁽³²⁾

史料7は、戦国大名武田信玄が永禄八年（一五六五）、信濃国下諏訪社六人の宮司（宮奉行）に下した諏訪下社祭祀再興定書である。正月六日の祭祀は、大和・高木・富部・辰野・山田の五郷が順番に頭役を勤めて行われる。「里之長」は郷村のおとな百姓のことである。頭役の費用（五月六日の項に「御頭錢」とある）は、五郷が毎年順番に醸出することになっている。

ただし山田郷にはおとな百姓がいないので、「六人の宮奉行が相談して、その代理を勤めなさい。神事頭役の順番は先例を守りなさい」と命じられている。このことから、正月六日祭祀は五郷村のおとな百姓が順番に頭役を勤めていたことがわかる。

また文末の記載から、この六人の宮奉行が、竹居祝・大和監物・高木喜兵衛尉・辰野伝兵衛尉・竹居宮内丞・諏方刑部右衛門尉であることが分かる。そして正月八日の項で、もし六人の衆が在陣していたら、竹居

祝が萩蔵薬師堂の御祭を執行しなさいとある。ここから、六人の宮奉行は武田信玄に仕える小領主であることが判明する。

この諏訪下社の事例は一村落の枠を越える規模の祭祀であるが、やはり六人の小領主の監督のもと、おとな百姓たちが宮座祭祀を行っていたのである。

以上のような関東の戦国末期の状況を、高牧氏は次のように概括している。

関東地方の草分百姓と称される村落上層が、中世末、後北条氏の支配下で、彼等を中心とする村落秩序を形成しつつあったが、その最も有力な百姓は後北条氏の被官となり、あるいは、小代官などとして、その村落支配の機構に組み込まれていたため、畿内などに展開した惣村が形成され難かったと思われる⁽³³⁾。

村落宮座の形成に阻害的だったのは、戦国大名への被官化だけではなく。前述した薩摩国甕島下甕諏訪神社の小領主宮座も、村落上層民を村落から分断して取り込んだことにより、村落民が一体的に結合する宮座の形成を阻害した。下野国氏家郡の今宮大明神宮座も、村落に多大な負担を課し村落集団に対して抑圧的に作用した。このように、南九州や東国の小領主宮座の存在や小領主の戦国大名への従属・被官化が、村落祭祀の形成や発展に対して大きな阻害要因となっていたといえよう。

おわりに

以上、名主座リング内側の畿内、そして同リング外側の南九州や東国の小領主宮座をみてきた。

(1) 畿内の小領主宮座

畿内では開発の進展によって、中世前期から荘郷単位の臈次成功制宮

座が成立していた。その荘郷宮座から、一三世紀中頃には村落単位の臈次成功制宮座が出現する⁽³⁴⁾。その村落宮座の上層民のうち、一部が土豪（小領主）に成長する。そしてその土豪の一部が上位の領主と被官関係を持つようになり、地侍（小領主）となる。

畿内では、小領主の宮座が成立する以前から村落宮座が存在していた。畿内の小領主宮座は、その村落宮座の存在を前提としていたのである。

畿内の小領主は、村落単位の臈次成功制宮座を出自としていた。そのため、山城国伏見荘御香宮宮座のように小領主の宮座と村落集団の宮座が重層的に形成された。御香宮の上座（小領主宮座）は、下座（村落宮座）と協調して、祭祀を執行している。すくなくとも上座が下座の祭祀に対して抑圧的・阻害的に作用している様子は見られない。

大和国の窪田荘左下大明神宮座は国人と小領主で構成される宮座であり、染田天神連歌講は小領主相互で構成される宮座である。これらの宮座構成員である国人や小領主の支配下には村落宮座が存在している。前述したように小領主は村落宮座を前提としているし、また各小領主は自らの村の村落宮座を基盤としている。そのため、広域の小領主宮座が個別の村落宮座に対して阻害的となる状況は起こりにくい。

(2) 南九州・東国の小領主宮座

南九州や東国では、村落祭祀組織がまだ萌芽的な状況のなか、勢いを強める村落上層民が小領主となり、上級領主と被官関係を結んで支配組織の末端となっていた。この経緯により小領主は、自立的な村落宮座の形成や発展に対して抑圧的・否定的となっていく。

南九州や東国でも小領主は、国人や小領主相互で構成される小領主宮座を結成した。これにより、小領主自身が個別に村落単位の宗教集団を立ち上げなくても、小領主宮座の結節点である神社の宗教的権威をもって村落集団を統御規制することが可能となった。

一方、村落集団や村落民は、この小領主宮座の下で重い頭役負担を課された。そのため、自前の村落祭祀組織を確立させることが経済的に困難となった。また村落民に経済的な余力が生じたとしても、小領主宮座のもつ宗教的権威の圧迫により、ことさらに村落民自前の祭祀組織を立ち上げる機縁が得にくい状況におかれていたといえよう。

これらの事情が、南九州や東国における村落宮座の発生を抑圧していたのである。

(3) 畿内の「年寄衆○○人宮座」と東国の「おとな中宮座」

東国の相模国篠窪百姓中や常陸国部垂村部垂大宮明神では、一〇番のおとな百姓や八人おとな中の宮座がみられた。これは、畿内近国近世初期の年寄衆○○人宮座⁽³⁵⁾と形態的に似ている。しかしその形成のあり方は大きく異なっている。

畿内では中近世移行期に、臈次成功制宮座内部で年寄衆と若衆の対立が先鋭化する。その結果、年寄衆が宮座から若衆を排除して、年寄衆だけの宮座が再結成される。それが「年寄衆○○人宮座」なのである(○○の中には、その宮座を構成する年寄の人数が入る)。畿内の年寄衆○○人宮座の具体例として、大和国の成願寺村宮座をみておこう。

【史料8】(A)

卯月一日
シヤウカ^(成願寺)ンシマツリ
タウ^(頭)ノシタ^(次)井ノ事
タツ^(辰)ノトシ
助六
又助
助四良
助七

藤八
七井二郎

藤蔵
助五郎

已上九人也(下略)⁽³⁶⁾

【史料8】(B)

(表紙)

「正保二二年
神拝之覚

亥之三月廿九日 成願寺村」

(中略)

一晦日ノ朝おとな衆か、衆
餅二合ツ、ノ二ツツ、^(毎)やと
よりふるまい申し候

(中略)

一八月廿日ニハヲトナシユ^(おとな衆)
又いたり

(中略)

一同^(座)ざの日ハヲトナシユ^(おとな衆)
壱人ツ、

右之通二万可仕候、
此おきて二相そむき
候ハ、^(座を外し)ざをはずし
可申候、以上

亥之三月廿九日

助六（筆軸印）

六右衛門（筆軸印）

市右衛門（花押）

六兵衛（筆軸印）

善助（筆軸印）

九郎（筆軸印）

二郎右衛門尉（花押）

善右衛門（筆軸印）

庄三郎（筆軸印）

庄兵衛（筆軸印）

三右衛門（筆軸印）⁽³⁷⁾

史料 8 A は元和二年（一六一六）頭之次第事、同 B は正保四年（二六四七）神拝之覚で、いずれも成願寺町南家文書である。近世の成願寺村は、大和郷の鎮守社である大和神社の祭祀を、同郷の八ヶ村と共に行っていた⁽³⁸⁾。その基盤となっていたのが、成願寺村の宮座なのである。この成願寺村宮座は、おとな衆九人（正保四年では一人に増加している）によって運営されていた。すなわち大和国成願寺宮座は、おとな衆九人宮座なのである。

一方、東国の「おとな中宮座」は、畿内のような臈次階梯的システムをもともと持っていない。東国のおとなは年齢階梯・臈次階梯の頂点にある存在ではなく、社会的・経済的に村落の上位にある有力農民に過ぎない。またおとな中宮座の下位に、畿内における若衆のような年齢集団も存在しない。

畿内の年寄衆〇〇人宮座は、臈次成功制宮座を基盤として積み上げられて成立した宮座と言える。一方、東国のおとな中宮座は国人や小領主から釣り上げられて成立した宮座である。形は似ていても、畿内の年寄衆〇〇人宮座と東国のおとな中宮座は、似て非なるものなのである。

年寄衆〇〇人宮座では、年寄衆が欠落すると、宮座より排除されていた若衆から新規に年寄衆を登用する。ただ年寄衆〇〇人宮座において家格制が適用され年寄の家格が特定の家に固定されると、状況は異なってくる。一方、東国のおとな中宮座の「おとな」はもともと特定の家に固定されている。このように近世村落宮座に家格制が取り込まれると、結果的に年寄衆〇〇人宮座とおとな中宮座は類似した形態となる。

(4) 名主座リング地域の状況

名主座リング地域においては、小領主の動向はどうだろうか。この地域で国人・小領主間の一揆的な結合はみられるが、国人・小領主または小領主相互で構成される宮座は見当たらない。前述したように、この地域では小領主が神主として名主座を率いている。その負担に加えて、小領主間で宮座を構成するのは過重な負担となるだろう。そのような事情で、名主座リング地域においては小領主宮座が成立しなかったものと思われる。

今後もさらに、小領主と宮座との関連事例を追究していきたい。

注

- (1) 蘭部『日本中世村落文書の研究―村落定書と署判―』（小ざ子社、二〇一八年、序章注2）。
- (2) 村田修三「戦国時代の小領主―近江国甲賀郡山中氏について―」（『日本史研究』一三四号、一九七三年）、稲葉継陽「村の侍身分と兵農分離」（同『戦国時代の荘園制と村落』、校倉書房、一九九八年、初出一九九三年）など。
- (3) 蘭部『中世村落と名主座の研究―村落内身分の地域分布―』（高志書院、二〇一一年）など。

(4) 永正一〇〜天正一三年左下大明神御頭役次第定書（秋永政孝「窪田文書（一）」、『大和文化研究』四巻二号、一九五六年、窪田文書二号。『安堵町史』史料編上巻、安堵町、一九九〇年、五七〜五九頁、窪田・石田甚治郎文書）。文書名は改めた。安堵町歴史民俗資料館からご提供いただいた文書写真版で、読みも確認した。なお原文書の所在は現在、不明とのことである。

(5) 『安堵町史』本編（安堵町、一九九三年、一〇一〜一〇二頁）。

(6) これまで私が把握している村落定書は三〇五通であった（前掲注（1） 蘭部『日本中世村落文書の研究』。同『日本中世村落文書の研究』その後）、『山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所報告』四六号、二〇一九年。同「史料紹介 紀伊国林家文書にみえる村落定書について」、『同』四七号、二〇二〇年。そこで、この宮座頭役の定書も加えると、私が把握している村落定書は三〇六通となる。

(7) 前掲注（5）『安堵町史』本編九五〜一〇三頁。

(8) 山内洋一郎「染田天神連歌について」（『奈良教育大学紀要』三三巻一号（人文・社会）、一九八四年）、勢田勝郭「大和国在地武士の動向と染田天神連歌」（『中世文学』四一号、一九九六年）など。

(9) 田代博志「山城国伏見荘における沙汰人層の存在形態と役割」（『中近世の領主支配と民間社会』、熊本出版文化会館、二〇一四年、四八〜四九頁）。

(10) 『看聞日記』応永二四年六月一七日条には、「（三木善理は）御香宮神主也、畠山家人也」とある。三木善理は御香宮の神主であり、畠山家の家臣でもあった。

(11) 前掲注（9）田代論文。

(12) 甌島諏訪神社御神事由緒（木脇家文書一号、五味克夫編『鹿児島県史料拾遺区』三俣院記 真幸院記 甌島諏訪神社御神事由緒、「鹿児島県史料拾遺」刊行会、一九六七年）。原本の鹿児島大学附属図書

館所蔵木脇家文書二号（架蔵番号092/K085）で、読みを改めた。木脇藤次郎（一八五九〜一九三二）は玉里島津家の蔵書を整理した人物で、その関係でこの文書が木脇家文書の一つに加えられたものである（丹羽謙次「資料紹介 昭和六年木脇藤次郎日記（一）」、『鹿児島大学法文学部紀要人文科学論集』八四号、二〇一七年）。

なお、二〇一四年に実施した甌島現地調査に際して、田代博志氏にご案内いただいた。記して感謝申し上げます。

(13) 小川氏に関しては、主に塩田甚志『甌島領主小川氏について』（里村郷土史編纂委員会、一九八五年）を参照した。

(14) 前掲注（13）塩田著書三九〜四二頁。永享五年は伊地知季安『地誌備考』にみえる手打諏訪神社鰐口の年号である。

(15) 前掲注（13）塩田著書一七〜一八頁。

(16) 前掲注（13）塩田著書第二章小川氏の出自。

(17) 前掲注（13）塩田著書四一頁。塩田文書中の文書名などは未詳。

(18) 前掲注（13）塩田著書四一頁。

(19) 前掲注（13）塩田著書第七章小川氏改易について。

(20) 前掲注（13）塩田著書五三〜五四頁。伊地知季安『地誌備考―雲遊雑記伝―』に載せられた伝承である。

(21) 前掲注（13）塩田著書五〇頁。

(22) 前掲注（3）蘭部『中世村落と名主座の研究』、同「肥後国海東郷における名主座（ジンガ）について」（『米沢史学』二九号、二〇一三年）。

(23) 主な研究として、高牧實『宮座と村落の史的研究』（吉川弘文館、一九八六年、第二章第二節宇都宮・今宮明神の頭役）、『高根沢町史』通史編Ⅰ（高根沢町、二〇〇〇年、三七八〜三九五・四二九〜四三一・四三八〜四四〇頁）、『高根沢町史』史料編Ⅰ（高根沢町、一九九五年、五九五〜六三七頁）などをあげておく。

(24) 前掲注(23)『高根沢町史』通史編Ⅰ・史料編Ⅰに今宮祭記録の翻刻文や書写本のあり方などが記されている。

(25) 前掲注(23)『高根沢町史』通史編Ⅰ(三八四～三八八頁)ならびに前掲注(23)高牧『宮座と村落の史的研究』。

(26) 前掲注(23)『高根沢町史』通史編Ⅰ、五一九～五二〇頁。

(27) 前掲注(25)に同じ。

(28) 天文四年九月篠窪出羽入道定書(小嶋巖氏所蔵文書、『日本思想大系』中世政治社会思想 下、岩波書店、一九八一年、掟書四五号、一九七～一九八頁)。花押のみで署を書かないことは、署判者の尊大さを示している。この尊大な判は、篠窪氏がおとな百姓たちを見下していることの表れであろう。この点からも、本文書が領主層の末端として篠窪出羽入道がおとな百姓中に下した命令書であることは明らかである。したがってこの文書は、私が定義した村落定書の範疇(前掲注(1) 藪部『日本中世村落文書の研究』第二章村落定書の世界)には入らない。

(29) 前掲注(23)高牧『宮座と村落の史的研究』第三部第八章関東における草分百姓の座居と宮座。

(30) 高橋裕文「戦国期佐竹領の郷村構造と民衆動向―殿原・おとな・百姓・家風―」(『茨城大学人文科学研究』二号、二〇一一年)。

(31) 永禄一〇年甲申社古証文写(水府志料一六、前掲注(30)高橋論文七～八頁)。なお高橋氏は常陸国部垂村の「花つミ御まつり」(灌仏会)を理解する際に、拙著が扱った三河国設楽郡振草郷の花祭「みょうど」の事例をあげておられる(前掲注(30)高橋論文八「63」頁。藪部『日本の村と宮座―歴史の変遷と地域性―』高志書院、二〇一〇年、九八頁)。しかし振草郷の花祭は、灌仏会ではなく、霜月神楽である。従って、高橋氏の拙著引用は適切ではない。

(32) 永禄八年武田晴信諏訪下社祭祀再興定書(上諏訪神社文書、『中

世法制史料集』第五卷、岩波書店、二〇〇一年、法規、法令六一一号)。

(33) 前掲注(23)高牧『宮座と村落の史的研究』第三部第八章四三八～四三九頁。

(34) 藪部『日本中世村落内身分の研究』(校倉書房、二〇〇二年)。

(35) 藪部「中世・近世の宮座と家」(『家と共同性』、日本経済新聞社、二〇一六年、五七～五八頁)。この論文では「年寄衆〇〇人宮座」として、近世の近江国今堀郷宮座の事例を取りあげた。

(36) 元和二年四月頭之次第事(成願寺町南家文書二号、『大和神社ちゃんちゃん祭り調査報告書』、天理市文化遺産活性化委員会、二〇二〇年、二五九～二六〇頁)。

(37) 正保四年神拝之覚(成願寺町南家文書五号)。

(38) 以下の記述は、吉田栄治郎「大和神社の歴史と祭祀」・渡部圭一「座筋」の成立と長老衆・水谷類「詳細調査 成願寺町」(いずれも前掲注(36)『大和神社ちゃんちゃん祭り調査報告書』)による。